

平成30年

決算審査特別委員会会議録

平成30年10月18日

(第 3 日)

忠岡町議会

平成30年 決算審査特別委員会会議録（第3日）

1. 出席委員は、次のとおりであります。

委員長	高迫千代司	副委員長	和田 善臣
委員	北村 孝	委員	是枝 綾子
委員	三宅 良矢		

オブザーバー 前田 長市議長

1. 欠席委員は、次のとおりであります。

なし

1. 本委員会に、出席を求めた理事者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教 育 長	富本 正昭
町長公室長	柏原 憲一	町長公室次長	明松 隆雄
住民部長	軒野 成司	産業まちづくり部長	藤田 裕
健康福祉部長	東 祥子	教育部長	立花 武彦
消 防 長	森野 博志	教育部理事	土居 正幸
消防次長	山田 忠志		

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	阿児 英夫
係 長	長谷川太志

(会議の顛末)

委員長 (高迫千代司議員)

おはようございます。昨日に引き続きまして決算委員会 (第3日目) を始めさせていただきます。

(「午前10時00分」再開)

委員長 (高迫千代司議員)

きょうは、191ページから203ページの下水道事業特別会計決算について始めます。担当課より提出資料の説明をお願いいたします。

(川崎下水道課長：説明)

委員長 (高迫千代司議員)

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。是枝委員。

委員 (是枝綾子議員)

まず、主要な施策の成果並びに実質収支の調書、財産に関するという、こちらのほうに書いてあるこの年度の成果ということで、下水道施設の長寿命化事業ということで、雨水ポンプ場の機械設備等長寿命化工事ということが行われました。この年度で、これは雨水ポンプ1台の延命化を図ることができたということでありますが、この長寿命化工事、29年度から第2期が始まったというふうに聞いておりますが、これの1年目で雨水ポンプ1台の延命化を図ることができたということなんで、あとまた次の年度からはどういったことを、この後、三、四年でどういった長寿命化工事をするのかをちょっとお教えいただきたいと思います。

下水道課 (川崎秀幸課長)

委員長。

委員長 (高迫千代司議員)

川崎課長。

下水道課 (川崎秀幸課長)

ポンプ場の長寿命化計画につきましては、平成29年度にナンバー3の雨水ポンプのオーバーホールを行い、長寿命化をいたしました。続きまして、今年度30年度には、細目除塵機を2台、31年、2年をかけまして、機械電気設備の長寿命化の工事を実施する予定でございます。

委員 (是枝綾子議員)

委員長。

委員長 (高迫千代司議員)

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

3カ年ということですね、29、30、31ということですね。

委員長（高迫千代司議員）

川崎課長。

下水道課（川崎秀幸課長）

長寿命化計画につきましては、29年度から始まっておりまして、32年度まで実施いたします。機械電気設備については、31年、32年の2年間をかけて行う予定でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。この長寿命化計画が終わりましたら、今度32年度から、ストックマネジメント計画になると、実施になると。そのストックマネジメント計画の策定という業務が29年度で支出されていますが、この計画の中身というのはどういったものになるんでしょうか。

下水道課（川崎秀幸課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

川崎課長。

下水道課（川崎秀幸課長）

すみません、ストックマネジメント計画につきましては、29年、30年、31年まで計画策定の期間を持ちまして、この内容につきましては、長寿命化計画ではポンプ場のみの長寿命化計画でございましたが、ストックマネジメント計画では、管路施設も含めて雨水ポンプ場とあわせて長寿命化を図る計画となっております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。下水道施設の長寿命化計画に当たるようなものが今ないから、ストックマネジメント計画ということで、その中で全体としてポンプ場の長寿命化についても今後その中に含めて一緒にやっていくという、そういう計画になるということですね。

委員長（高迫千代司議員）

川崎課長。

下水道課（川崎秀幸課長）

そのとおりでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

それでしたら、そしたらそのストックマネジメント計画というものにしていくと、雨水ポンプ場の長寿命化計画というよりも、国庫の負担金、補助金とかが受け取りやすいとか、そういうものではないですか。そういう国費の関係ではどういう関係になるんでしょうか。

下水道課（川崎秀幸課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

川崎課長。

下水道課（川崎秀幸課長）

国費に関しましては、国では計画を立てて長寿命化を図っていくようになっており、その計画がないと国費をいただけないというようなことで、きちんと整備計画を立てて進めていく事業については、国費を充てるというふうな形になっております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。国費を受けやすくするというので、そういう計画をつくらなければいけないということであることがわかりました。それでは、今回の29年度に支出されている雨水ポンプ場の長寿命化計画の工事については、国庫支出金が出ているわけなので、わかりました。今現在でも出ているのは出ているということですね。わかりました。

続けてよろしいですか。

委員長（高迫千代司議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

それでは、その工事のことを聞いたので、続きでちょっと工事関係をお聞きしたいと思います。この29年度に工事をされた雨水1件と、あと汚水のほうの1件とそれぞれござ

いますが、下水のほうを聞きましょうか、先に。そしたら、この年度、下水管の工事というのは、北出の第2排水ポンプ場前のところを污水管を入れたということですが、これによって接続が可能になる世帯というのはどのぐらいふえますでしょうか。

委員長（高迫千代司議員）

川崎課長。

下水道課（川崎秀幸課長）

3世帯でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ここは私道でしょうか公道でしょうか。

下水道課（川崎秀幸課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

川崎課長。

下水道課（川崎秀幸課長）

府水道の用地でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。公道であるということで。

そしたら、もう1件の雨水のほうの工事をされたところですね。東2丁目の酒井美化の前のところですけども、これも主要な施策のところの分にも書いておりますけれども、東2丁目地内の雨水排水能力が向上したということで、この工事は3カ年ぐらいかかってされている工事かと思うんですけども、そうですね。

下水道課（川崎秀幸課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

川崎課長。

下水道課（川崎秀幸課長）

はい、おっしゃるとおりでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたらこれは、ここがよく豪雨等集中的に降ると、冠水するというところというふう
に聞いております。そこがこの工事をすることによって、排水能力が向上し、生活環境の
改善ができた、貢献することができたということですが、この工事後、豪雨が、時間雨
量かなり降って、普通でしたら、いつもやったら冠水するけども冠水しなくなったとかい
う、そういった実証というんですか、そういう確認とかがされたんでしょうかね。

下水道課（川崎秀幸課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

川崎課長。

下水道課（川崎秀幸課長）

忠岡56号線の工事につきましては、現在工事を完了している東2丁目の酒井美化の付
近につきましては、今年度に入ってから時間最大雨量が、記録に残っている限りで30
ミリを超えるケースも実際にございましたが、道路が冠水したというようなご報告、苦情
はございませんので、一定の軽減された効果があったのではないかと考えております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。30ミリというと、かなり降りましたね。そうですか。そのときでも冠
水しなかったということで、検証されたということでもあります。わかりました。

あと、この雨水の工事、ここ1カ所だけでなく、また深田線のところが、かなり冠水す
るところがあるというふうに、きのうの建設課のところでも言っていたと思いますけれど
も、今後この雨水の工事というものは、どのようにされていく予定でしょうか。

下水道課（川崎秀幸課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

川崎課長。

下水道課（川崎秀幸課長）

29年度に続きまして30年度には、深田線のほうの鉄塔のところまで雨水管を延ばし

まして、その以降、31年度以降につきましても、今度は深田線の道路の整備を進めていく予定でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

かなりちょっと冠水する箇所のところまでは、深田線の鉄塔のところまで30年度して、そこからまた上にずっと上がっていくというところの、かなり年数がかかっていくんですが、何年計画ぐらいでその冠水を解消するというところまでにいく計画なんですか。

下水道課（川崎秀幸課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

川崎課長。

下水道課（川崎秀幸課長）

深田線、かなり長い距離になるのですが、要所要所を押さえまして、冠水の改善になるよう配管を考えながら整備して進めていこうというふうに考えておりまして、32年、33年までかけまして、改善に向けて工事を進めていく予定でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、33年度ぐらいをめどに、この深田線の冠水するところが改善されるという見込みですね。まだこれからですんで、見込みであるということですね。わかりました。

委員長（高迫千代司議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

続けていいですか。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

すみません、そしたら下水道工事が進捗してきているということで、その水洗化率についてちょっとお尋ねいたします。水洗化率は、こちらの先ほど読み上げられた委員会に対

しての資料のところではありますが、資料の資料というところですね、資料1というところで、水洗化の普及率が88.5ということで、普及率の人口は97%ということですが、今後、下水道の面整備で残っているところというのは、どのぐらいの地域が残っていらっしゃるのでしょうか。

下水道課（川崎秀幸課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

川崎課長。

下水道課（川崎秀幸課長）

残っている箇所につきましては、地域といたしましては、北出2丁目、3丁目から高月南2丁目、3丁目の国道26号線の下付近、及び26号線の側道付近が残っております。また、北出2丁目の東忠岡小学校の山手側の部分も少し残っております。ほかには、新浜臨海線、ヤハタ自動車裏の側道のところ等、整備は残っておる状態です。それに加えて、町内に点在して残っている箇所はまだございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。まだ少し残っているというところではありますが、普及率のところの水洗化というこの88.5というのは、面整備がされていて接続している世帯なのか、そういったところ、まだのところも含めての全体の中での水洗化率なのか、その分母というか、それを教えていただきたいんですけども。

下水道課（川崎秀幸課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

川崎課長。

下水道課（川崎秀幸課長）

是枝議員のおっしゃる水洗化普及率につきましては、水洗化の部分が88.5%、下水道が整備されている地区で水洗化されている方が88%いらっしゃるというようなパーセンテージでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。そしたら、接続できるにもかかわらず接続していないところがまだ11.5%残っているという、そういうことですね。

下水道課（川崎秀幸課長）

はい、おっしゃるとおりでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

いつも、接続されていないところに対してどうするのかということが議論になるんですけども、そこに対してはどのようにアプローチをされていらっしゃったんでしょうかということで、29年度の取り組みについてお聞かせいただきたいと思います。

下水道課（川崎秀幸課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

川崎課長。

下水道課（川崎秀幸課長）

未水洗化の家屋につきましては、戸別訪問を行い、水洗化、下水道接続の促進を促しております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

戸別訪問というのは、接続されていないところ全てのところを訪問されたということでしょうか。

下水道課（川崎秀幸課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

川崎課長。

下水道課（川崎秀幸課長）

全てではございませんが、回れる地区を決めまして、そちらのほうに集中的にお伺いしているというような方法で回っております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。戸別に訪問ということなので、お話もされているということですね。なので、どういった理由で接続ができていないのかということころは、大体の傾向は、何が問題でなかなか接続できないのかというふうに把握していらっしゃるでしょうか。

下水道課（川崎秀幸課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

川崎課長。

下水道課（川崎秀幸課長）

ちょっと直接お話を聞いたケースは私、ございませんが、私が考える限り、費用的な面が大きいかと。また、所有関係、お家をお借りしている土地の持ち主の方と住んでいらっしゃる方が違うというようなケースで、なかなか家主さんのご理解をいただけないとかいうようなところで進みにくいのかなと、ちょっと思っておる次第です。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

土地の所有のことはなかなか難しいかと思いますが、費用の面というところであれば、忠岡町が融資であったりとか、利子を忠岡町が負担してくれるとか、補助金があるとかということではありますが、なかなかその補助金、支出を見たら、昨年度よりも少ないんですね。わずかになってるということで、なかなかその資金面での費用の面というところに対しての、もう少し支援というものが必要ではないかと思いますが、その点について補助金の増額、融資についての、またもう少し有利な何かというふうなことは考えていらっしゃるでしょうか。

下水道課（川崎秀幸課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

川崎課長。

下水道課（川崎秀幸課長）

額につきましては、近隣等を調査しまして、助成金額、融資金額、同様の金額を支給されているというのは調べておるのですが、それにつきましては、また近隣の状況を勉強い

たしまして考えてまいりたいと思います。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。近隣の状況も調べていただいて、忠岡町がおくれているというんですかね、ということであれば引き上げていただくと。補助金の額とかですね、ということもありませんが、よろしく願いいたします。

で、この88.5%というのは、水洗化率は、忠岡町はこれは低いのか高いのか、近隣か、大阪市内は100%されてると思いますけども、この88.5%というのは低い数字なのか、どういう数字なのでしょう。

下水道課（川崎秀幸課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

川崎課長。

下水道課（川崎秀幸課長）

忠岡町におきましては88.5%で、府下の順位で申しますと36位になります。近隣で申しますと、堺市が94.6%、高石市が93.8%、泉大津市が89.5%、和泉市が90%、岸和田市が91.8%というような状況になっております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

この泉北とか岸和田も含めて、忠岡町はやっぱりちょっと低いということですね。せっかく接続できるのに接続できないお家がちょっと多いというところがあります。

昨日、一昨日と忠岡町は、国保のところでもそうですし、ほかのところでも所得の低い方が多いというふうなことが言われていますので、そういった低所得の方々が費用の面でなかなかできないということであれば、いろんな方法を考えて、そういうできるようになるということもちょっと考えていかないと、これ、なかなかちょっとずつですけど、ちょっとずつというのは、ほんとにくみ取りからとか、浄化槽から下水道につなげたという件数が本当にわずかで、新しく家をかきと建てかえたとか、新しい家がふえましたということで水洗化率が上がっているという形にずっとなってきたかと思っておりますので、やっぱり家を建てかえなくても、今すぐつなげて、下水道法では汚水は1年以内でしたかね、雨水は

3年とか、ちょっと忘れましたが、ほんとは即つなげていただかないといけないところだと思いますので、やっぱりその支援というものを忠岡町が強めていかないと、他市並みには、ほかの市並みには引き上がっていかないということは言えるかだと思いますので、その点、補助金や融資の点、またいろんな制度の活用ですね。福祉制度でいろいろ活用、こういった水洗化が活用できないだろうかというようなことも含めて、他の課と協議しながら、活用しながら、社会資源を活用しながらやっていただきたいというふうに思いますので、努力いただきますようお願いいたします。

下水道課（川崎秀幸課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

川崎課長。

下水道課（川崎秀幸課長）

わかりました。

委員（是枝綾子議員）

よろしくお願いします。

委員長（高迫千代司議員）

他に、ご質疑ございませんか。

委員（是枝綾子議員）

もう1点。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

続けてすみません。この資料ですね。資料の資料の一番最終ページのところですけれども、そこに関してというんですかね。これ、下水道の管理運営費と使用料の比率ということで、今現在は下水道料金、使用料で大体賄って、その部分について負担すべきところは負担していると、汚水管理運営費を負担できているということでもありますけれども、公会計との関係もあります。そういった見える化をしていくということになりますと、運営費と使用料の関係というのも明確になってきます。そうすると、賄えてませんということが目に見えてなれば、下水道料金の値上げということに即つなげていくという可能性がやっぱり心配される場所なんです。その点では、そういうふうな状況になったから値上げをしやすくなるというものでないかという心配はありますが、忠岡町が公会計、33年度からですか。

下水道課（川崎秀幸課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

川崎課長。

下水道課（川崎秀幸課長）

32年度です。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

32年度からということなので、今、30年度で、あと31年度で、32年度からそのようにされていくと、下水道料金、どんどん引き上げられていくのではないかという心配がありますが、そういった考え方に立たないでほしいと思いますが、いかがでしょうか。

下水道課（川崎秀幸課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

川崎課長。

下水道課（川崎秀幸課長）

是枝議員のおっしゃるとおり、公営企業会計の移行でどのような影響があるか、今の現状、見える化ができるかなというところで、会計の制度が変わることで、水道事業と同様な経営の状況が見えてきますので、汚水処理に係る住民の方への負担を求めていかなければならないような状況が見えてくれば、そういう料金改定のご提案も必要かとは思っておりますが、まだ公会計になっておりませんので、現状、即そういう形で値上げにつなげますとは現状は思っていないところでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ということで、この接続率が低いということは、下水道使用料の収入が少ないと。本来もっと入るべきところが入らないということになってということで、余計に工事を今後どんどんと、雨水以外ですね、汚水のほうを進めていけばいくほど下水道料金が上がっていくという仕組みですんでね。そうならないように、忠岡町の下水道料金は安いとは言えませんね。水道料金と一緒に徴収されてるので、水道料金はめちゃめちゃ高いので、高い水道料金と、安くない比較的高いほうに部類する下水道料金を一緒に取られると、ものすごく住民の負担というのは重たいものになりますので、その辺は考えていただきながら、工事のことも進めるのも、そここのところも考えながらバランスよくやっていただきたいと思

いますが、いかがでしょうか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

すみません、料金につきましては、あくまでも収入と支出のバランスによって決まってくると考えております。企業会計へ移行したからといっても、あくまでも収入と支出のほうを勘案させていただいて、住民のご負担をお願いせざるを得ない状況が出てきた場合にはお願いしていくということになるかと考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。企業努力というか、忠岡町側の努力というものを十分やった上でということだと思います、それが言えるのは。その水洗化の接続率を低いままに置いて、それでこれだけしか入ってませんので上げますというふうなことというのは、やっぱりちょっとどうかと思いますので、そこを引き上げていくための忠岡町側の支援、援助、努力というものをもう少し求めて、水洗化率も100%に近いぐらいやっていただくという努力をする中で考えていただきたい問題だというふうに思いますので、その点よろしく願いいたします。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

そのように企業努力というのも大事なことだと思っておりますので、その辺は努力してまいりたいと思います。

委員（是枝綾子議員）

よろしく申し上げます。

委員長（高迫千代司議員）

他に、ご質疑ございませんか。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

すみません、1点お尋ねしたいことがございます。下水道関係のほうなんですけど、今回受益者負担で、前回質問させていただいた不納欠損ですね。924万1,430円、今回、不納欠損で上げて償却されたんで、そういった形では資産の見える化という形でたん図っていただいたということはありがたいと思っております。

続きまして、31年4月から水道企業団に統合された場合、下水道料金の請求に関しては企業団のほうに委託した上でやるということでお伺いしています。その後の不納欠損の扱いなんですけど、5年で時効を迎えると。ただ、時効を迎えて、その相手側、要は払わへんかった人が時効の援用を申し出た時点で不納欠損という形になっていくのか、今後ですよ。それか、要は期限が5年来たら、もう無理やろと思って必然的に、企業団のほうで判断するのか、町側で判断するのかわからないんですけど、それで時効を認めて不納欠損に落としていくのか、どちらのほうを考えてますでしょうか。

下水道課（川崎秀幸課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

川崎課長。

下水道課（川崎秀幸課長）

三宅議員おっしゃった後者のとおり、下水道料金の時効の援用手続については、下水道料金につきましては、時効の援用を要せずとなっておりますので、5年が経過した時点で自動的に消滅するものでございます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

すると、期限を切って、要はチャラになった方たちのそういった方は、結構その後また、堂々と言うたら悪いんですけど、水道を使い続けてるといようなケースというのは結構あるんでしょうか。要は、逃げ得を許していくのか許していかへんのかというところになりますよね。だって5年払えへんかったら、じゃあ、それがわかってたら、変な話、転居する人も含めてですけど、要は払わんかったらええんやろと、5年間。どうせ向こうは訴えてくることもないやろからというようにたかをくくって5年間逃げたら、例えば10万、20万でもただになるわけですよ。言い方は悪いですけど、使った分から。そういったところに、モラルの部分にもなってくると思うんですけど、そういった部分に対して

の対応とか、今現時点でその状況というのはどんなものなんですかね。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

委員長、すみません。

委員長（高迫千代司議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

今現在、水道料金の未払いでありますとか滞納者につきましては、ある程度の期限を設けてまして水道を閉栓しておりますので、一部でも料金収入、入れてくれない場合は閉栓をしておりますので、使い得ということにはならないと考えております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

すると、その時効が来たとしても、時効が来て、要はきれいな身になったとされたとしても、もうその人に対しては、過去にそういうことがあったら開栓しないということになるんですか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

できるだけ滞納にはならないような形では指導というんですかね、お願いはしていただいておりますので。

委員（三宅良矢議員）

だから、今の質問の趣旨ですけど、要は5年で時効が来ましたと。で、まだ住み続けますと。「じゃあ、私は借金ないじゃないですか。だから開栓してください。何の権利があって閉栓するんですか」と言われたら、どう対応するんですか。そういうケースがあるのかないのか、そこまでしつこいケースがあるのかって、忠岡のそのモラルという部分に関してなんですけどね。

水道課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

橋本課長。

水道課（橋本珍彦課長）

今おっしゃっておられるように、滞納が発生しませんように、ただ、今でしたら3カ月間料金が入ってないと停水をさせていただいております。そのときに、金額が大きい方がおられましたら、その人には計画表というのを出示してもらいます、返済計画書。返済計画書が出ると、それはそこで時効の中断というのが行われますので、それが出ている間は、今言ったように時効の中断で時効がストップしますので、それは5年例えば経過しても、自分が本人が払う意思が継続していますので、それで5年の時効というのは成立しませんので、それは回収していくことになるんですけども、今、三宅先生がおっしゃっておられるように、何かの都合で5年たまたま経過したケースがあったと仮定すれば、それは今言ったように、下水道使用料の場合は援用を必要といたしませんので、自然的に時効は成立するものと考えております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

すると、その方の場合は、もう必然的に水道料金は普通に同じ形で使い続けられるということなんですか。

水道課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

橋本課長。

水道課（橋本珍彦課長）

水道料金の場合は。

委員（三宅良矢議員）

水道をとということですか。

水道課（橋本珍彦課長）

水道でいいんですかね。

委員（三宅良矢議員）

はい、上下水を含めてです。今後ね、上水を委託する、そういうのも委託するわけじゃないですか。その辺の要は滞納に対する対応というのをどこまでやっぱりやっていくのかな。結局払えへんかったら、払ってる人らが0. 何%ずつ応分に負担するわけですよ。要は、逃げ得を必然的に行政が許したとすれば、私も払わへんわと逃げ得ルートを見つけてしまったら、それこそそのモラルの悪化の部分につけ込んで、それこそそういう悪い知恵を働かせて流布する人とか、やる人とか出てきかねへんので、その辺の対応というのは大丈夫なのかなというのがちょっと心配やったんです。

水道課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

橋本課長。

水道課（橋本珍彦課長）

債権というのは、水道もそうですし下水もそうなんですけども、月ごとに債権って当然発生しますよね、何月分、何月分と発生してきますので、今言ったように、5年前の例えば3月分が1回抜けたと仮定しますよね。そしたら、その分は5年たってしまって、下水道につきましては5年たってしまったんで、5年前の3月分はもう取れませんということになってしまうと。ただ、これは一たんどうしても手をつけられない部分になりますと。次にまた、例えば近年の30年度の3月のときに、同じようにまた滞納になったとしますよね。当然この方は、我々で思うと要注意人物になりますので、これも言ったように、3カ月たつと、そこで停水執行をかけますので、この方が2回も3回も逃げ得になっていくということは通常考えにくいのかなというふうに考えておりますけれども。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

すると、じゃあこの不納欠損に陥っている約300万で、時効にかかったやつですよ。今回、使用料の部分のみで下水で言うと。このケースでいうと、大体、例えばですけど、転居して、もう連絡がつかんとかいうのがほぼなんですか。それとも、ただ在住されてて、何か僕らが知らんようなわざを使うとか、そういう部分というのはあるんでしょうか。

下水道課（川崎秀幸課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

川崎課長。

下水道課（川崎秀幸課長）

三宅議員のおっしゃるとおり、下水に関しましては、ご指摘あって、前年度、水道課さんの資料をいただいて、もう水道課さんは定期的に不納欠損されていらっしゃるので、それにあわせて、もう取れない方、もう転居された方等につきましては、不納欠損をしたというようなことをございます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

ですんで、要はこの不納欠損のほぼほぼが、そういう転居系がメインだということなん
でしょうか。

下水道課（川崎秀幸課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

川崎課長。

下水道課（川崎秀幸課長）

はい、おっしゃるとおりです。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

今後、ちょっとこの後にも触れますけど、上下水が一体化されますやんね。請求に関し
て。で、請求に関して、例えば転居されて、たまたまその今回統合された自治体同士、自
治体から自治体へ転居した場合って、その情報の共有とかというのはされていくんですか
ね。

水道課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

橋本課長。

水道課（橋本珍彦課長）

そういうことは今のところ想定しておりません。

委員（三宅良矢議員）

ないんですか。すみません。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

例えば、忠岡町からたまたま四條畷に転居しましたと。で、払ってませんと、水道料
金。で、上水の情報として忠岡は把握してるけど、今やったら渡せないじゃないですか、

個人情報に関係で。企業団という一括のくくりやったら、情報のその、要は四條畷に引越したこの人の忠岡で例えば20万円滞納してますという情報は、例えばそっち、5万円なり3万円なりと回して行って、要はそっちで請求じゃないですけど、督促対応してただけのものなんですかねということです。

水道課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

橋本課長。

水道課（橋本珍彦課長）

そういうことはできません。

委員（三宅良矢議員）

ません。わかりました。結構です。

以上で。

委員長（高迫千代司議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

（な し）

委員長（高迫千代司議員）

ないようですので、各特別会計の決算の審査を終結いたします。

委員長（高迫千代司議員）

次に、企業会計決算に移ります。

水道事業会計決算について、担当課より提出資料の説明をお願いいたします。

（橋本水道課長：説明）

委員長（高迫千代司議員）

説明は、以上のおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

1点だけ、すみません。資料の4ページの業務量で、用途別給水量の使用量のことなんですが、平成27年に比べて工場用水が4割減っていて、官公署用が27年に比べて1割ほど高まっているんですけど、これ何かそういう、その影響した理由というのは何かありますでしょうか。

水道課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

橋本課長。

水道課（橋本珍彦課長）

工場用の減につきましては、川本産業忠岡工場というところがあるんですけども、そこが人員を削減をしたみたいです。大体20人から30人ぐらい人員が減ったと聞いておりますので、それでトイレの箇所とかを集中、何か所かあるのを3カ所ぐらい減らしたことによって、この場合は水量が減ったものだと考えております。

次、官公署用につきましては、忠岡小学校で730立米、中学校の給食室で388立米、大きいところを拾い出しますと、ここが減っておりますんですけども、申しわけございませんけども、この減った理由までは水道課のほうではちょっとわかりませんが、減った箇所は、うちで調査すると、ここが大きく減っているのかということは今この場でご報告をさせていただきます。

委員（三宅良矢議員）

わかりました。ありがとうございます。

委員長（高迫千代司議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

29年度の水道料金についてお聞きをいたします。説明いただいた資料のところの8ページのところですが、阪南各市町一般家庭用水道料金比較表というところを見ましても、忠岡町は、堺市以南ですね、10立米のところでは第3位、3番目に高い。で、20立米のところでは6番目に高い。あと、30立米のところでは9番目に高いという、そういう結果が出ております。

で、忠岡町の会計というか、収益的収支については3,300万円の純利益が出ているということでありまして、利益の剰余金は3億5,500万円あるという結果が出ておりますので、これはもう少し料金の引き下げの努力ができるのではないかというふうに思いますが、いかがお考えでしょうか。

水道課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

橋本課長。

水道課（橋本珍彦課長）

料金の引き下げにつきましては、水道料金につきましては、平成25年の10月1日より基本料金を900円から820円へ80円引き下げをさせていただいております。さらなる料金の引き下げにつきましては、人口減少や整水機器の普及によって、水事業はこれからどんどん減っていくと考えておりますので、料金収入は将来にわたり減少が続いていくものだというのはほぼ確実かなと考えております。

あわせて、今後増大していく老朽管の更新であるとか、施設や設備の修繕、また、耐震化などにかかなりの費用を要することが見込まれておりますので、またこれから今後30年以内に発生するとも想定されております南海トラフ大地震などの大規模災害に備えるためにも、施設の更新や耐震化などを今まで以上に強化していく必要があると考えております。

これらの状況によりまして、いずれか、どのタイミングで値上げすることにつきましては、シミュレーションにもお示しさせていただきましたけれども、避けることはできない状況と予想されておりますので、このような中で今すぐ値下げを実施するとか、そういうことはこれからの事業の進捗がおくれることにもなりますので、また値上げの時期、もしくは幅が早まったり大きくなったりすることになりますので、料金につきましては今のままで現状維持ということをお願いしたいと考えております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

忠岡町の水道料金は、堺市以南で先ほど申し上げた3位、6位、9位ですね。3、6、9ですけれども、大阪府下的に見てもかなり高いほうだと思いますが、府下的に見て、大体平均的なところでいうと20立米のところと比較しますと、大阪府下では何番目に高いほうになるのでしょうか。

水道課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

橋本課長。

水道課（橋本珍彦課長）

大阪府下で見ますと、10立米では大体7位ぐらいかなと。20立米で12位になっているのかなというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

大阪府下の中でも7位と12位ということで、高いほうですね。高いほうからですよ
ね。

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

高いということで、住民がどの方も受けられる住民サービスの一番の基本が水道という
ことで、公共料金というところの中でも水道というのは、どの人もどの世帯もかかわって
いるところなので、一番そこは大事にしてほしいところだというふうに思います。

で、忠岡町は、25年の10月に基本料金、やっとなんと80円引き下げていただいたけど
も、それまでも府営水の引き下げがありまして、ここに書いてますね。資料の6ページの
ところの供給単価と給水原価の推移というところで、府営水の値下げが22年度にありま
した。ちょっとパーセントは忘れちゃったけど、かなり、2桁ぐらいの引き下げがあったか
と思いますけど、あったんかな。あと、広域企業団が設立して間もなく引き下げが1回あ
ったと思います。それぞれ何%ずつ引き下げになったか、課長、わかってませんか。

水道課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

橋本課長。

水道課（橋本珍彦課長）

22年4月ですね、これが10円10銭の引き下げが行われております。25年の4月
に3円引き下げ。で、30年の4月にまた3円引き下げが行われております。

委員（是枝綾子議員）

もう一遍言ってください。22と、25年度に3円と、あともう1回。

水道課（橋本珍彦課長）

30年4月に3円。

委員（是枝綾子議員）

30年4月はこの間やね。

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

30年度の分については、29年度の決算ということなので、これは今後のということですが、10円10銭の引き下げというのはかなり大きかったと思います。で、25年度に3円ということで、これによって供給単価から給水原価を差し引いた分というのがプラスに転じたということで、供給単価というのは水道料金が大きいというね、町民が払っている、納めているというところですので、そちらが逆転していたということは、その関係でももう少し引き下げができたんじゃないかというふうにも思えるわけです。基本料金の80円の引き下げをしても、そのままこの29年度はなおかつやっぱり供給単価のほうが大きかったと、水道料金のほうが、入ったほうがですね、供給単価のほうが大きかったので、こういうふうに差し引きでプラスが出たということでもありますので、この3,300万円の収益的収支が出た、黒字が出たというのは、この供給単価から給水原価を引いた残りが大きかったということも影響しているんじゃないでしょうか。そう考えますが、いかがでしょうか。

水道課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

橋本課長。

水道課（橋本珍彦課長）

実際そのとおりですけれども、細かい内訳を言いますと、先ほど言うたように、経費回収率というのでは、金額で言いますとほぼ900万円ぐらいの黒字が発生しております。あと、うちでは分担金とかその他の営業収益というところも結構大きな収益になっておりますので、その分で今言ったようにカバーしているということですので、単純なる、さっき是枝議員がおっしゃってますように、供給単価と給水原価の差だけを見ますと、今回は900万円相当ということになっております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

住民にできるだけ、府営水や企業団水の引き下げがあった場合は還元していくというのが、やはり行政のあり方であろうということで、その基本料金の引き下げという幅をもう少し大きくしてもよかったのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

水道課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

橋本課長。

水道課（橋本珍彦課長）

おっしゃるとおりそうなんです、先ほども答弁させていただいたように、申しわけございませんけども、ちょっと後年度の需要が控えておりますので、ここしばらくはこのままということをお願いしたいと思っております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今、議論しても、来年、もう半年すれば、半年もないですね、企業団に経営が統合されるということで、忠岡町から水道課というものがなくなっていくわけなんですけれども、なので引き下げといっても、そちらに移ってしまうということなので、大変残念なことだなというふうに、引き下げのことについては残念やなというふうに思いました。

続けてよろしいでしょうか。

委員長（高迫千代司議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、忠岡町の今言っていたその老朽管というんですかね、老朽管というよりも耐震化率が非常に気になるところで、来る南海トラフの地震に備えてということもありますので、老朽管のかけかえ、耐震化をしていくということを進めていかれると。だから、引き下げのほうには回せず、そちらのほうに回すというのであれば、その状況についてどのようになっているのかということをお聞きしたいと思います。

忠岡町の水道管の耐震化率というのが出ていると思いますが、何%ぐらいで、それは大阪府下で見てもどうなのかというところをお教えいただきたいんですけれども。

水道課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

橋本課長。

水道課（橋本珍彦課長）

耐震化率は、管路全体でしたら4.9%になっておりまして、府下でどれぐらいというのはちょっと今持っておりませんので、申しわけございません。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

まだまだというところであるということがわかりました。

水道課（杉山智思参事）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

杉山参事。

水道課（杉山智思参事）

今の課長の答えに対して補足いたしますと、4.9%は府内で2番目に悪い数字でございます。

委員（是枝綾子議員）

ということですね。はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。ということだということがわかりました。それをしていくということであるということですね。

あと、次によろしいですか。

委員長（高迫千代司議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

災害ということで、台風21号の影響というもので、停電というものがこれほど大変長い間、期間続いたというのも、ほんとに町民も大変な思いをして、大変不便だったということですが、北出の浄水場の停電というのはあったのか、そのときにどういうふうにされていたのかということについて、ちょっとお聞かせいただきたいんですが。

水道課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

橋本課長。

水道課（橋本珍彦課長）

北出浄水場と第2ポンプ場、2つあるんですけども、北出浄水場は一たん停電したんですけども、数分後にリカバリーしております。第2配水ポンプ場のほうは、9月4日午後から金曜日までですかね、ずっと停電しておりましたんで、その間はうちのほうの緊

急連絡管を使用しまして、直送をもちまして各戸に配水を行ったということでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

北出浄水場のところは、停電はあまりなかったということだったんですね。

水道課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

橋本課長。

水道課（橋本珍彦課長）

数分間、厳密に言うと五、六分やったと聞いてるんですけども、一たん停電したんですけど、その間にも、自家発電があそこはありますんで、だから実際は短かったんですけども、あったというのは事実としてあります。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

自家発電で切りかえて運転されたけれども、また電気が復旧したということだったということですね。

水道課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

橋本課長。

水道課（橋本珍彦課長）

北出浄水場はそういうことですと。

委員（是枝綾子議員）

浄水場を聞いてるんですけど。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

浄水場の自家発電の燃料の時間というんですかね、というのは何時間ぐらいもつんでし
ょうか。

水道課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

橋本課長。

水道課（橋本珍彦課長）

2時間となっております。

委員（是枝綾子議員）

2時間ですね。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

あと5年しか使わないという浄水場ですけども、その間に停電が長時間続くようなこと
があれば、そちらの第2配水ポンプ場から直で流すという方法でということが可能だとい
うことがわかりましたのであれですけど、一応2時間ということですね。はい。

水道課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

橋本課長。

水道課（橋本珍彦課長）

補足ですけど、1回の給油で2時間ということなんで、それを続けると当然延長はでき
ません。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

一応その油、備蓄しているのは、2時間分だけが今現在備蓄しているということす
ね。わかりました。

あと、ちょっと私、あまり水道のこと詳しくないんですけども、第2配水ポンプ場の
ところの緊急連絡管で直で送るということは、北出の浄水場は関係なくなるということ

すか。すみません。直で送りましたということ言うてはりましたから。

水道課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

橋本課長。

水道課（橋本珍彦課長）

この台風についての対応でお答えさせてもろうたらよろしいんですね。

委員（是枝綾子議員）

台風の対応はどういうふうにされたのかと。

水道課（橋本珍彦課長）

原則的に浄水場で送っていてもいいんですけども、当然、例えば夕飯をつくるときとか朝食の時間とか、水位が必要なときがありますよね。そのときのために直送で送らせてもらいまして、だからひょっとしたらですよ、何もしなかってもらったやもしれません。もしくは、ひねったときの水圧が緩くなる程度で終わったんかもしれませんけども、安全を見越しまして、こちらのほうの緊急連絡管で直送もさせていただいたということがございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

両方でやったと、対応したということですね。わかりました。

もう1点。

委員長（高迫千代司議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

その台風21号の関連ですけれども、北村委員も言うてはったんですけども、マンションや団地の停電だと、ポンプでくみ上げられないから水道が出ないという問題があちこちで起こったということで、それに対して、課長も時間外にもかかわらず行っていただいて、何とかとまっているところのタンクから出せないものやろかと、いろいろ考えて、技術的に考えていただいたということで、大変感謝しております。

その際に、防災というところで、自治防災のところではペットボトルの水を持っていけますということしか対応できないけれども、マンションのそういったところの災害時の停電時の水の供給については、水道課としては今後どのような対応が求められていくかということが、住民はペットボトルの水だけではちょっと足りないのですね、やっぱりどうして

も長期間になりますとね。だから、その辺でどのように水を供給していくか、確保していくか。災害時でも水を供給していくということについて、どのようにお考えになっていらっしゃるでしょうか。

水道課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

橋本課長。

水道課（橋本珍彦課長）

当日は、3軒ほど一緒に来ていただきましてありがとうございます。大変助かりました。

今まで本町にありましては、これほど大きな被害に見舞われた災害は発生しておりませんでした。水道事業に関しましては、北出第2ポンプ場で停電が続いていたものの、本管そのものには被害はなく、水の供給はできていましたが、貯水槽を設けているマンション等について、停電を原因とした断水が発生しております。それは皆さんご存じやと思います。

それで、復電に時間がかかり、マンション等においてお住まいの方に大変ご不便をおかけいたしました。停電によるマンション等の断水につきまして、水道事業としてどのような対応が可能か、近隣の団体から情報等をお聞きして、今後の対応につなげてまいりたいと考えております。

また、貯水槽を設けているマンション等にお住まいの方へ、「お風呂等のお湯を残しておいてくださいね」とかの、そういう備蓄水の確保等に対する周知を行ってまいりたいと考えております。住民さんと水道課と相互に協力し、断水時の不便を少しでも軽減できるように努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

特別な対策なり備えがマンションでは要ということが、この停電でわかりましたので、それについて対応もしていただけるということで、わかりました。

その際に、忠岡町に水道課があれば、そのような対応はしていただけるんですけども、企業団に統合して、企業団の何とか忠岡のセンターというものになった際に、これは忠岡の職員さんではありません。企業団の方になるわけなんですけれども、その際に、今、橋本課長さんがそんなふうに取り組んでいただける分がどの程度していただけるのかというふうなことがね。

町長（和田吉衛町長）

こっち向いて質問してもらわんと。

委員（是枝綾子議員）

町長さんにお答えいただきませんので、企業団に移った際に、こういう防災については、取り組みについてはどうなるのかということ、ちょっとお聞きしたいと思います。

委員長、すみません。

委員長（高迫千代司議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

今、橋本課長さんがね、そういったマンションにお住まいの方に、いろいろと働きかけというんですかね、周知やらそういうお話をしていきたいというふうにおっしゃっていただいた分について、今後、それ4月以降はどうなるんだろうということをお聞きしてるんです。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

企業団に経営が移行したからといいまして、今までと対応は変わらないと。今までより対応が劣るとか、そういうことはないと考えております。逆に、企業団というのは大きな組織力を持っておりますので、こういった災害時においても、給水車の出動でありますとか、そういうことをやっていただけるというふうには考えております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

もちろん給水車については忠岡町は持ってませんので、企業団の給水車を回していただくと、要請して回していただくということは可能になるかというふうに思いますが、その住民との話ですね、マンションにお住まいの方々に直接のそういうマンションの管理組合であったりとか、そこの府営住宅でしたら自治会というんですか、そういったところとのやりとりですね、防災についてのアプローチというんですかね、そういうお話について、企業団に移っても、その企業団の方々が引き続きそういった取り組みをしていただける、平時ですよ、平時にやって、非常時は対応しはると思うけど、平時にそういった取り組みをしていただけるのかなという、ちょっと不安があるんです。その点についてはどうなん

でしょうか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

企業団になったからといいまして、忠岡町の住民さんの水道事業をやっていくわけですので、平時のご相談も今までと変わらず4階の水道課のところへ来ていただければ、同じような対応になるというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

委員長、すみません。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ちょっと違うんですが、相談に窓口に行くという問題ではなく、防災の取り組み、地域防災計画との絡みでということで、そういうふうな同じような、橋本課長さんや職員さんがやっているような、そういう忠岡町の防災計画上のそういったお話を、同じように同じ立場でされるのかということ、簡単な話なんで、されるのかということなんです。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

委員おっしゃるとおり、変わらぬ対応をしていくということで。

委員（是枝綾子議員）

ということなんです。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

平時もそういう取り組みについて、お話し合いとか、そういったことについても変わらない、町の職員と変わらないという形でやっていただくということで、よろしいですね、確認しましたけど。

町長（和田吉衛町長）

今までどおりです。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

藤田部長。

委員（是枝綾子議員）

町長には答弁を求めています。

町長（和田吉衛町長）

私は答弁してないんで。

委員（是枝綾子議員）

答弁を許可しないでください。

町長（和田吉衛町長）

答弁しません。

委員長（高迫千代司議員）

ちょっと町長さん、待って。先に杉山参事、答えてください。

町長（和田吉衛町長）

いや、もう平生どおりやってると言うてるや。

水道課（杉山智思参事）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

どうぞ。

水道課（杉山智思参事）

今回の台風の被害につきましては、当然企業団は今まで末端給水とかもやってなくて、過去最大級の台風で、このような台風に伴う大規模停電ですよね、そのような経験もしたことがなくて、今おっしゃってたマンションとか団地の受水槽より先の、要はポンプアップによる給水ですね。そこの部分の断水については今までちょっと経験もなくて、情報も持ってなかったんで、どういようなやり方が正解なのかというのは、今のところその辺のノウハウを持っておりません。

残念なことに、我々水道事業体につきましては、給水装置の範囲については管理範囲じゃないんですよね。そのマンション、団地でいいますと、その受水槽より先については我々が関与できる部分ではないんですよ。そこは住民自治の観点で、それぞれのマンションでどういった形で今後、災害について対応していくかというところを、本来はそれぞれの団地やそのマンションごとの自治の中で考えていただかないといけないというところで、我々としては今後できることについては、当然権限を持ってないんで、積極的な関与をすることはできないんですけども、啓発というような形で、それぞれの自治会というん

ですか、マンション単位でその辺の話を今後推進していただくために、その辺の啓発活動はやっていきたいとは思っております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そのところをお聞きしたかったわけです。それは住民の自治というところで、それぞれの住民でお話し合いをするところのそこへの、そうしていただくアプローチというんですかね、行政であるからこそそれはできるものであるけれども、今度、企業団だったらどうなのか、そこが聞きたかったわけなんで、今のでわかりました。そういった、町であっても同じようなことしかなかなかできないと思いますけれども、同じようなそういう対応をしていただけるということで確認しましたので、わかりました。

委員長（高迫千代司議員）

町長さん、どうぞ。

町長（和田吉衛町長）

うちの説明が、ようわかりました、わかりましたと言うてくれてるんで安心してらるんですけど、今、杉山さんも言ってましたけど、復旧、復興についてはまた違う形ですのでね、自治会も、またマンション管理、それから今度も無理にボランティアさんを頼んだんでね、そういったようなことも対策していかないかんと思っております。

なお、お礼も言わないかんのやけど、給水車もね、相談に乗ってくれて、そういう中でのがあったということも知っといてください。是枝委員については、うちの説明には、ようわかった、ようわかったという100%理解していただけたことは本当にうれしく思っております。ありがとうございました。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

水道料金以外は理解はできましたけれども、すみません。引き続きちょっと。

町長（和田吉衛町長）

今言うてるのは、防災というか復旧という話で、水道料金は上げてよかった、下げたときよかった、うちに災害がなかったからよかったんや。水道管でも破裂してたら、あのときでも、下げるときでも、上げますよと言うてくれたから下げたんですよ。そしたら、下げるよと言ったことがあるんでね、ひとつその辺も理解をして質問していただけたらあり

がたいと思っております。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

ちょっと待ってくださいね。北村委員。

委員（北村 孝議員）

是枝委員から台風の件でちょっとお話が、私もどこで聞いてええんかなと思って、水のことやからここで聞くべきなのかなと。当然、説明もあったし、よく状況もわかってはったと思うんですけど、住民から水が欲しいと、出ないから。マンションの高層の住宅の場合ね。防犯の5階では、取りに来てもらったらありますよと。そうじゃなしに、取りに行くのも大変やから、とりあえず給水車という要望で、給水車はありませんと。そういう常備しているところも大阪府下では少ないのかなと思います、小さいところではね。じゃ、持って行ってくださいと言うと、人いてませんという中でも、行っていただいたんです。でも、実際に住民の方に渡る部分というたら、500の水が2本と、期限の切れた手洗い用に使える2リットルのやつを、期限切れてるから、ほかすのはもったいないから、手を洗ったりするのに使っていただくということでやってはりましたけど、それでも中には住民の方が職員のところへ寄ってきて、ものすごい感謝されてました。私はあれを見てすごく感動しましてね。

そういったことで、それはそれとしてあれなんですけども、給水車がない、行く人も、限られた職員さんですから人も派遣できないというところにあって、水道管自体が完全に壊れちゃって、町内全域がもう水はだめなんですという場合じゃなしに、この間の場合は停電で起こった断水といいますか、水が供給されないというところであってね。1つ提案として、給水車なんですけども、ほかの部分では出ているところがありますよね。そこを拠点にしてね、職員さんが行く必要もない。住民の方がおのずとみずから入れ物を持って、そこに水をもらえるというか、使えるというところの部分も、やっぱり考えていく1つのあれかなと思います。

例えば、各地域に集会所もありますし、例えばその集会所を勝手にあけてどうのこうのするわけにもいかへん。使ったら当然水道料金にはね上がってくるというようなところで、その辺のことも含めて、今後そういうところも、交通の分、移動の分、来られた分についてはできましたから、当然、道も寸断されて身動きがとれないという場合は別として、動ける範囲であれば、各地域ごとに拠点を設けて、ここの集会所やったら、ここへ来てもらったら水は使っていただいて結構ですよというようなところも、今後そういったことも含めて考えていってもらえたらありがたいなとか思うんですけども。

水道課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

橋本課長。

水道課（橋本珍彦課長）

北村議員のおっしゃることは、まことにそのとおりやと思います。だから今後、これは防災との打ち合わせになると思うんですけども、公共施設や公園等の、今言うたように給水栓を開放できるところを、そういうふうな一定考えていきたいなと確かに考えておりますので、よろしくをお願いします。

委員長（高迫千代司議員）

他に、ご質問ございますでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

来年4月から企業団のほうに経営統合するということについての、幾つかの点をお聞かせいただきたいと思います。

まず、今現在、水道課のほうでパートで働いていらっしゃる方、アルバイトですね、たくさんいらっしゃるかと思うんですけども、検針であったり集金であったり、いろいろあるかと思いますが、そういった方々には説明とか、来年4月からのことですので、どのようにお話しされていらっしゃるのでしょうか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

今の検針員さん、集金員さんの雇用形態については、個人委託という形で行っております。今現在、企業団とは協議中でありまして、方向性としましては、来年度につきましては、引き続き今の集金員さん、検針員さんと委託契約していくことで協議を進めているところでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

企業団との協議はそういうふうにされていらっしゃるということで、そのご本人さんと

いうんですかね、その方々に対しては、今どのような説明をされていらっしゃるのでしょうか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

まだ今のところ協議中ということもございまして、協議が調った時点で早急にご本人さんたちの意思を伺ってまいりたいと思っております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

個人委託、委託契約はまず単年度の契約になっていらっしゃるかと思いますので、まだ半年ということでもありますけれども、来年どうなるんだろうというところでは、まだ協議が調っていないという、企業団との、ということなので、まだ説明ができていないという。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

そうですね。方向性としては、先ほど申し上げましたように、今の方を引き続き契約していただけるということは聞いておるのですが、委託料とか、そういう契約の形態とかについてまだ協議中でございますので、それがはっきりとわかった時点でご本人さんたちの意思を伺ってまいりたいと思っております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

できるだけ早くどうなるかというところの、もしあかんかった場合は、次を探さないといけないということもありますので、雇用というよりも個人委託という委託ですね。雇用でなくて委託ということになっているということですね。わかりました。できるだけ早く安心できるようにしてあげていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長（高迫千代司議員）

どうぞ。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

もう1点ですけれども、水道の工事についての入札形態が、本町と企業団とは違いますので、企業団のほうで示されているというんですか、素案の段階では、条件つき一般競争入札、一定の金額以下ということでありますが、それについてと、忠岡町の現在の入札、指名競争入札という形は、まあちょっと、大きく変わってくるということでありまして、そのあたりで水道事業者の方々は不安を抱えていらっしゃるということでありますが、それについてはどのように説明をされていらっしゃるかって、お話をされていらっしゃるのでしょうか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

ことしの6月に、企業団と協議中の内容などにつきまして、水道組合さんに来ていただきまして、このときは町長も入っていただいて説明を行っております。そのときにいろいろな要望も聞いております。それ以後、現在までに2回ですか、組合さんとの協議は引き続き行っておりまして、並行して企業団との協議も行っておりますので、その進行状況等についてお話し合いはさせていただいております。また、直近もまた話し合いをさせていただく予定はしておりますので、現在も協議は続けているということでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

大きく変わってしまうと、急ということですね、今年度と来年度からがらっと変わるということは、非常に事業が請け負えなくなるというんですかね、ということへの不安というのもやっぱりありますので、そのあたりをよく聞いていただくということと、あと、きょうはこの場に公室長さんもいらっしゃるということですので、ちょっとお聞きしたいんですが、忠岡町は指名競争入札を行っておられるということで、その中で水道もそのようになっていたけれども、その企業団の条件つき一般競争入札の地域要件型ということになりますと、そこだけが変わると、ほかは指名競争入札、ここだけが条件つき一般競争入札ということで、全体のやっぱりバランスというんでしょうか、忠岡町内で行われていることということになりますと、ちょっと違ってくる部分があるということで、これを契機に忠岡町の指名競争入札についてももう少し改善をしていくということも必要ではないかというふうに思いますが、その点はこういった企業団のほうに移行というんですかね、経営統合されるということを契機に、忠岡町の入札については何らお考えはないのでしょうか。

町長公室（柏原憲一公室長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原憲一公室長）

企業団がされるということにつきましては、これまでも別に忠岡町内の工事であっても、府の工事につきましては大阪府がやるというようなことをございますので、企業団が企業団のルールでやられるということで、それはそれで我々としては問題ないのかなと考えております。

で、忠岡町につきましては、もちろん水道については新しい企業団がやられると思いますが、町の入札制度につきましては、これまでも議会でも多分答弁させていただいてると思いますけども、現状、大きな問題もなく適正に行われてるところでございますので、引き続き今の制度については継承していくと。ただ、いろいろ状況が、取り巻く状況もこれからいろいろ変わることもあるかと思っておりますので、もちろんその都度その都度必要なことについては、他市町の状況について調査研究するなりして、改善ということについても、もちろん必要があれば検討してまいるというところでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

これを契機に、忠岡町全体の指名競争入札のあり方ということについても、改善すべきところは改善していくということで、本来どういうあり方がいいのかということも含めて、公室長さんのほうでまた検討もいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

委員長（高迫千代司議員）

他に、ご質疑ございますか。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

是枝委員が今ちょっとこういう質問をしたんで、僕もちょっとそこは聞かれてるんで、このタイミングでお尋ねしたいんですけど、要は工事の部分で、今までは水道組合というのがあって、水道組合の人らはそれなりの、要はそのほかの業者さんは、水道組合という

ものに守られているからそこに入ってこない。そのかわり、水道組合もほかに入っていないという不文律があったんですよね、実際問題。要はこれが広域になることによって、それが下の下水関係なりの工事の人らも入っていけると。条件型なんで。じゃあ、これからの来年度以降、上水で組合の人たちは、忠岡は指名じゃないですか。指名要件に応じてちゃんと公平に入札で参加、要は下の工事に含めて入っていけるんですかという。前に弘さんもそういうような要旨で聞かれたと思うんですけど、その辺についてはどのようにお考えですか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

今、三宅委員おっしゃられたのは、今までのルールがあるということで。

委員（三宅良矢議員）

そうです。要は、互いに上と下が入っていないという、あったわけじゃないですか。上のほうに関して、企業団になるんで、下の企業さんも忠岡に例えば本拠があったら参加できるわけじゃないですか。ということは、今までのルールがもう完全に崩れるわけじゃないですか。だから、要は上の人らも下のそういうような工事に参加できるようになるのか、何らかの形で、指名のときに今まではあえて引いていたものを、もうこれは取っ払っていくのか、その辺に関してはどうにお考えなのかということ。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

そのあたりにつきましても、今、組合さんとは協議を続けておるところでございまして、そういった要望もお伺いしているんですけども、片や一方でまた違う動きとかもありますので、協議はちょっと今後も続けていくことにしております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

それでも結論としては、この31年の3月までには至っていただけるということですね。来年の。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

そういった結論は、もちろん出していきたいと思います。

委員（三宅良矢議員）

いかれるんですね。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

はい。

委員（三宅良矢議員）

わかりました。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

その企業団の議会のことについて、議会の議員定数についてちょっとお尋ねしたいと思います。この間の9月の議会のときに、全員協議会かな、議長のほうから説明もちょっとありましたけれども、今度、7団体が経営統合するというので、現在33の定数でありますけれども、7団体加わるけれども33のままでいく案がね、案ですね、まだ決まってません、案があって、それで割り振りということで、忠岡町はいろいろ、ちょっと南部で1という、そういう議席の配分のその分も入れて、最大で7回ですね、10年間の間に7回、1名の議員を出すことができるという案を示されていると、今、協議がされているということでもありますけれども、今後10年間の間にどこも経営統合するところがなければその案なんですけれども、どこか入ってくるとなった場合は、やっぱり参入したところはできるだけ多くという割り振りを今しているところが変わってくるんじゃないかというふうにと思いますが、そのあたりは、それとまた10年後以降は、じゃあ10年間はそうだとということで、10年以降はまた変わっていくであろうということになるのではないかと。その辺については協議はどのようにされていらっしゃるのでしょうか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

8月の17日にこの議員定数に関する首長会議というのが開かれました。その中で、今は枝議員おっしゃられましたように、10年間で7回、忠岡町に議席が回ってくる案というのを示されて、首長会議の中では一定の合意を得ておるところでございます。今、その33プラス統合団体がふえた場合どうするかということは、もともとはこの案については、33は変えないで固定していくということで当初示されていたんですけども、ある首長さん2人ほどから反対が出まして、いや、それは統合団体がふえていくたびに、この33というのを議席を見直すと、協議するというところで、それを条件に合意を得たところでございます。固定はしないと。統合団体がふえたら、その都度議員定数についても見直す協議をしていくということで、首長会議では合意を得たということでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。固定ではないということで、今のところはそういう話になっているということですね。まあ、ちょっとふえていく傾向にあるように、ちょっと聞くところもありますので、そうなった場合に7回でなくなってしまうということになると、またちょっとやはりこの企業団議会に出ているということで、さまざまなそういう、忠岡の水道料金が値上げになるというときだけ入れてもらうという、そういうやり方ではなく、やはりきちんと議決権があるようにというふうにしていきたいというふうにも思いますので、よろしく願いいたします。

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

経営の統合というところについては、やはり国の補助金や、またいろいろ技術者の、忠岡町は1名しかいてないという問題とか、今後、工事をしなければいけないのにとところでシミュレーションも示されて、このままいくよりも経営統合するほうが水道料金の値上げを抑制できると。10年間、値上げの時期をおくらせることができるという案があるということで、議会のほうとしてもやむを得ないなということがありましたが、多くの議員はね、やはり議決権がね、忠岡の水道料金とか忠岡の水道のことを、ここの工事をこうしてほしいとか、住民のやっぱり密接に結びついたいろいろな声や願いというものを、こういった水道企業会計のところでは水道課に対していろいろ届けることができる。議員の仕事は、住民の声を議会に届けるということですが、ここの議会に届けても直接はなかなか伝わらないということで、ならば企業団議会の議席を、本当は1議席ではなく複数欲

しいというところでありますけれども、やはりその定数が全体の枠が決められて割り振られたら、1しかない。1もあるかないかわからんというようなところに来ているというところで、大変複雑な思いをみんな多くの議員がしているわけであります。

そういうところで、そういった議席というのは、せめて1議席は確保しないといけない。1でも、その1人の方の個人の考えというので左右される場合もありますので、やはり複数というのが本来であるかということは申し上げておきます。できるだけ多くの議席が得られるように、私たち忠岡の議席が得られるように努力いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

もう1点。

委員長（高迫千代司議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

あと、来年の4月、統合するということですが、忠岡町の議会で議決をあと得なければいけないというのが、企業会計の廃止というんですかね、条例を廃止しなければ移行できないのではないかと思います、その点についてはどのようにお考えになっているんでしょうか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

ことしの3月議会で廃止の条例は上げさせていただいております。

委員（是枝綾子議員）

ありましたか。廃止の条例あったんや。そうか。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、あと何か議会で議決をしなければいけないものということはありませんでしょうか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

3月議会では、水道事業の設置条例の廃止を上げさせていただいたところです。これ

は、規約変更と同時に上げないと議決をいただけないということで上げさせてもらいました。あと、残っている給水条例でありますとか関連条例につきましては、ことしの12月に一括で廃止条例を出させていただく予定をしております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

もう一度、一括でということで、給水条例ともう1つは何でしたか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

すみません、ちょっと今手元に資料がございませんので、何種類かあったと思います。

委員（是枝綾子議員）

何種類かあったと。わかりました。はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ちょっとどの条例か私も確認しますが、後で結構ですのでお教えてください。よろしくお願ひします。

委員長（高迫千代司議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

（な し）

委員長（高迫千代司議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

水道事業会計決算の審査は、終結いたしました。

以上で、各会計決算の審査が全て終了いたしました。

ここで、少し早いのですが、お昼の休憩に入りまして、午後1時から総括質疑をさせていただきますと思います。よろしくお願ひいたします。

（「午前11時51分」休憩）

委員長（高迫千代司議員）

それでは、休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

（「午後0時59分」再開）

委員長（高迫千代司議員）

まず、総括質疑に入ります前に、お手元に2つの資料が届いております。

まず初めに、男女共同参画推進状況調査について、明松次長より報告いただきます。

町長公室（明松隆雄次長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長）

お手元にご配布しております、せんだって、是枝議員よりお申し出ございました調査書でございます。これにつきましては平成30年の4月1日現在の内容という形になっておりますので、よろしくお願いたします。

内容でございますが、3ページ目にご質問ございました審議会等の女性の登用のパーセント、書かしていただいております。それに続きまして、残りは職員、管理職の在職状況、また一番最後のほうには議会に関する状況等を記載させていただいております。またご参考いただきましたらと思いますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

委員長（高迫千代司議員）

次に、後期高齢者医療制度でご説明があります。大谷課長、よろしくお願いたします。

保険課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

はい。大谷課長。

保険課（大谷貴利課長）

私のほうから3部、追加資料ということで提出させていただきました。すみません、ちょっと順番が前後いたしますが、まず平成28、29年度の国保府下市町村の繰り入れ状況（基準外）という様式のほうをお願いたします。

これは昨日の決算委員会でご質問がありました府下の基準外繰り入れの一覧でございます。きのうも説明いたしましたとおり、まだ29年度、全大阪府下の市町村の分が出そろっておりません。まず、忠岡町の分だけを入れさせてもらったという形になっておりますので、まずはこれをご提供いたします。

続きまして横長の資料でございます。平成29年度の賦課限度額を6万円引き上げたことによる影響というご質問がございました。それに対する資料でございます。これまた後ほど高覧ください。

最後に、後期高齢者医療会計のところでご質問のございました被扶養者軽減、9割軽減の平成29年度から見直しにかかっているということに伴う今後の影響ということ、一覧にまとめてございます。昨日のご質問がありました件につきましては、一番下段のほうに4行書かせていただいておりますけれども、被保険者1人当たり、平成28年度と29

年度を比較して、この方々は年間1万330円、保険料がふえているということ、29と30年度を比較して年間1万409円、保険料がふえたというふうなことをまとめさせていただいております。

最後に、資料はございませんが、この近隣の国保の滞納されている世帯の割合というご質問がありました。それにつきまして改めてご説明のほうをさせていただきたいと思えます。なお、きのう私が説明いたしましたのは30年の6月1日現在ということで、ちょっと数字を拾ったんですけども、今からお示しします数字は30年の3月末時点の数字ということになっております。

まず、和泉市さんが、滞納されている世帯が2,999世帯ございまして、割合が12.2%、次に泉大津市さんが1,128世帯で、割合が11.0%、岸和田市さんが4,241世帯で、割合が15.3%、忠岡町が317世帯で、割合が13.3%。なお、高石市さんにつきましては数字のほうの提供がございませんでしたので、こちらのほうでは確認ができなかったということになります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長（高迫千代司議員）

それでは、総括質疑に入ります。

総括質疑につきましては、これまでの審議との重複を避けていただき、大局的な観点から質疑をお願いします。

質問される方は、挙手をお願いします。

委員（北村 孝議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

すみません、きょうを入れて3日間、決算を審議させていただいて、午前中にも水道事業会計がありました。いわゆる叫ばれています少子高齢化、少子化時代ということにあって、当然この水道でも顕著にやっぱり給水量が減ってきているというところであって、人口減少化ですよね。これについて、これから進めていく施策また事業に対して、少なからず影響がかなり出てくるのではないかと思います。国のほうでもそれなりの手立てをしているところですけども、実際やるのは現場の自治体であります。この辺について考えられるのは、統合または広域とか、そういった考え方もあるんですけど、当然施策としてもそういった財源的なものがなくなれば優先順位も変わってくるでしょうし、当然見直しもかけられてくると思います。この辺について今後の町としての、その辺の人口減少化に伴って財政的にも、景気にも当然左右される場所でもありますけれども、それについてどう考えておられるのか、町長、よろしく願いいたします。

町長（和田吉衛町長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

和田町長。

町長（和田吉衛町長）

大きな計画は持っておりませんが、どうしても寂しい思いばかりしていくんですけど、これから水の需要については減る一方だろうと思います。また、本町の規模からいっても非常に発展的に水事業というのをやっていくだけの自信が湧いてきません。よく言う水ビジネスに至るような、それぐらいの河川も持っておりませんし、非常に難儀な中で、このたび皆さん方の大きなご理解で企業団に完全に入っていると、こういうことで大きな力を得れたなど、こういうふうに思っております。そんなことから、これからそういった大きな企業団の力を借りて一緒に府内の水事業についてやっていきたい、計画を立てていきたいと、こういうふうに思っている次第でございます。

以上です。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

私の質問が悪いのか、水道に限らずあらゆる事業をいろいろやっていますよね。当然、政策的な面も含めてですけども、そういったところにも今後どういうふうに考えておられるのか。当然、国としてはいろんなことで施策は出していきますけども、何回も言いますが、やるのは地方、我々この自治体ですから、やるやらんは国が何ぼあれしても、やるやれへん、取り組む取り組めへんというのは各市町村になるわけで、この辺についてどう精査というのか、どう取り組んでいかれるのか。ちょっと質問が悪いですかね。わかりにくいですかね。例えば、広域でできるものは広域でやっていくとか、具体的に言えばそういったことになるんでしょうけども、この辺についての町としての考え方というのを聞かしてもらったと思うんですけども。

町長（和田吉衛町長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

和田町長。

町長（和田吉衛町長）

今の北村議員の姿勢について、私自身いっつも持ってませんでしたので、これから十分吟味していきたいと、こういうふうに思います。国の指導も、うちらみたいなどころには

どういようにかかわってくるのかなということもありますので、絶えず国との連携もしていきたいと思いますけれども、ちょっと今、ご意見に対する持ち合わせがございませんので、また逆に教えていただきたいと、こういうふうに思っております。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

これまでの町長の姿勢から見ても、やらなあかんことは財源がなくてもやっていくというところの部分でお聞かせさせていただきました。できるだけ効率よく、いろんな形で影響も今後ますます出てくると思います。どういような経済状況になるかもわかりませんし、当然、明年の10月からは消費税の10%というところもありますし、いろんなところで影響も出てくるかなと思いますけども、やらなあかんことはしっかり、財源がなくても取り組んでいくし、統合できるものは統合、また広域でできるものは広域でやっていくというところの部分で捉えてもよろしいでしょうか。

町長（和田吉衛町長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

どうぞ。

町長（和田吉衛町長）

そういった、何ちゅうんですかね、助け合いついていつも言いますように、小さな町の運転だろうと、こういうふうにあります。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

もう1点だけ、すみません。これはちょっとまた変わるんですけど、台風、9月4日に21号がありました。で、行政間で、うちはどこかと災害支援というか協定というか、そういうのは結んでいるところはあるのでしょうか。

町長（和田吉衛町長）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

和田町長。

町長（和田吉衛町長）

近隣では9市4町の、助け合おうかという応援の体制があります。全国的と言ったらオーバーですが、東京の羽村市を中心に、愛知の小さな町とか、今清瀬市になっておりますけれども、また近畿では播磨町とか田尻とか、こういったようなところの、また別枠の応援体制ですね。簡単に言いますと、近畿がやられたら、阪神・淡路みたいにやられたら関東をお願いに行く。関東の東日本大震災みたいにやられると、私どもが応援しなくてはいけないという趣旨での応援の協定はちゃんと結んでいます。全国町村会も意識は高めてくれていると思いますけど。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

すみません。1つは田尻町でしたかね。今回の台風21号であそこも、兵庫の播磨やつか、どこかとそういうような協定を結んでおられまして、当然ブルーシート等の不足もあって、向こうから、物資ですけど、応援いただいたというところも聞いておりますし、うちもそういうのは、例えば逆の場合は、当然この辺のものでは毛布とかいろんなものを送られたりもすることもできるでしょうし、そういったことがあるのかなと思って、ちょっとお聞かせ願えたらと思います。

町長（和田吉衛町長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

和田町長。

町長（和田吉衛町長）

今回の台風の場合は、自助努力というんですか、でできるものが多かったので、そういった他市、他町に応援は求めておりません。ただ、非常に個人的にというんですか、献身的に企業さんとか個人ボランティアさんには積極的にお力を貸していただいたりお金をいただいたので、これには感謝しております。

委員（北村 孝議員）

結構です。ありがとうございます。

委員長（高迫千代司議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

すみません、事前にもお伝えしてたんで、それにのっとなって質問させてもらいます。

まずは、職員採用についてなんですが、前もちょっと一般質問のほうで質問させていただいたこともあるんですが、同じ形で、やっぱり災害対策等でさまざまな、それぞれの専門性が今後行政には個別に求められてくる、複雑多岐になってくると思う中で、今後職員の採用に関して、例えばですけど、災害対策でしたら消防のOBさんをそのまま任用を積極的に進めに行くとか、例えば自衛隊のOBさんを嘱託で雇うとか、あとは法律、法曹関係の人たちをそういった形で雇用して、住民にとって例えばいつトラブルがあっても、その専門にのっとなった相談サービスが開庁時間にできるなど、そういうような体制に一定持つていく必要はあるかなと思うんですが、その辺に関しての見識のご回答をお願いいたします。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

今、委員ご質問いただきました専門職といえますか、専門性を持った職員の採用ということで、近年情報公開制度等が普及する中で、行政運営そのものが訴訟の対象となったりしているケースが見受けられます。そういった中で、大きい市とかはまず先進的にそういった法曹界、法律の専門家として弁護士を雇用したり、また、今ご指摘いただいたとおり、防災関係として自衛隊のOBもしくは消防のOBというのが採用されているケースが広まっていております。

本町におきましても、同じようにもちろん訴訟を抱えているわけでございまして、法曹界の専門家、弁護士等を採用できると、大変私たち職員も心強いんですが、何分にもいつも同じような回答になるんですが、小規模の団体ですので、専門性を持った職員を専任として雇うこと等も含めて、今後検討していきたいと考えております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

これも引き続き検討のほう、よろしく申し上げます。

次の質問なんですけど、近隣で言えば、和泉市さんが今導入しています公共事業入札監視制度というのが、第三者制度があるそうなんです。忠岡町でしたら指名競争入札の議事録等が一切、僕たちでさえも公開されないということで、そういったところで不明な点と

いうことについては、疑われる部分というのが完全には拭い切れへん部分があつて、そういったものも含めて一定、外に対しては、そういう部分に関してはきっちりしていますということより強くアピールするためには、そういった制度も忠岡町でも導入検討していくべきやと思うんですけど、見識のほう、いかがでしょうか。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

今、三宅委員のご指摘の入札に係る第三者委員会の設置につきましては、今ご指摘のありました和泉市を含め府下市町村におきましても設置している団体があるというふうには聞いておるところでございます。今後、本町におきましても導入する必要性を検証させていただく中で、設置している団体を参考に調査研究をしてまいりたいというふうにご考えてございますので、よろしく願いをいたします。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

検証のほう、よろしく願いいたします。

次なんです、防災の関係で何点かお聞きします。SNS、以前に僕も一般質問、平成28年の3月と6月にもさせていただいたんですけど、今回やっぱり防災無線が聞こえづらいつか、情報の伝達が住民のほうになかなか伝わってこず、情報が来うへんこと自体が不安をより増幅させるというような、停電の兼ね合いもあったんであったと思うんです。で、一定、近隣市町村では、例えば首長がみずから発信したりとか、市が以前から使っているメーリングリスト等を活用して、住民の皆さんに事前登録していただいた上で、そこにこまめな発信をしているというさまざまなやり方も聞いています。

以前、SNSは費用面からも大変かもしれへんとか、そういうような回答もあつたんですが、僕の知っている限りにおいて、例えばフェイスブック等のあいつた部分の活用に関して費用がかかるということを知った覚えは、逆にないんです。そういったことにつきましても、そういったことを踏まえましても、どのように今後SNSに情報発信ですね、災害を含めた町情報の情報発信に関してのSNS発信についてどのようにお考えか、ご回答お願いいたします。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

情報化が進んでおります現代におきまして、ツイッターやフェイスブックを初めとした多様な情報発信のツールもございます。あと今、先生がおっしゃったように登録されたメールに情報を発信するなどの手段もありますので、防災情報の伝達を含めた有効な情報伝達手段の導入については、今後検討のほうをしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

よろしくお願いたします。当面、地震以外の大きな災害の心配って、そうないと思うんですけど、また来年、同じような台風なり大雨での洪水なりという心配がやっぱり出てきますんで、その辺をできるだけ早急に、検討と導入等についての進めていただければと思います。

先ほどの北村委員の質問にもかぶるんですけど、忠岡町は防災協定、僕らは議会として、どこと結んでいたかさえも知らないんで。多分住民の方に聞いても、例えばどこと結んでいて、こういうふうに安心ですということも知らんと思うんです。結んでいたら結んでいるで、例えばどういうようなものなのかとか、どこと結んでいるんかとか、今後例えばこういうような、近畿圏が全滅やったというんやったら、例えば今後こういうような地方と結んでいきたいとか、そういう戦略的な考え、防災協定の考えというのはないでしょうか。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

先ほど町長のほうからも答弁がありましたとおり、遠隔地の自治体であれば同時に被災する可能性が低いということもございますので、かつてミニサミットを構成していた自治体と食糧や物資の提供、職員の派遣などの災害時相互応援協定を締結しており、万が一の際には応援協力を要請してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

今後いろんなつながりが、例えば奈良県の三宅町ですかね、日本で2番目に小さい町とかも聞いておりますので、何かの縁やゆかりがありましたら、そういうふうな話、できる

機会がありましたら積極的にお話のほうをさせていただきたいなというふうに考えております。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

そういった協定で、こういうふうにつながってますみたいな資料というのは、ちなみにあるのでしょうか。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

私どものほうで災害協定一覧というものは持っておりますので、もしあれでしたら後日お渡しさせていただきます。

委員（三宅良矢議員）

お願いします。すみません、ありがとうございます。またこちらから、議会からも提案できるように努力していきますので、よろしくお願いします。

次です。

委員長（高迫千代司議員）

どうぞ。

委員（三宅良矢議員）

すみません。次なんですけど、今度、選挙に関してちょっとご質問させていただきます。来年、統一地方選というものが開催される予定ということで、もう日程等もほぼほぼ決まっている中で、以前の町議選の前にちょっとある町会長さんとお話しさせていただいた、もう忌憚なく、違う話をしていたんですけど、議会と自治会の関係がどうしても、ほかの市町村に比べてちょっと距離というか、近くないですよねみたいな話をしていて、それで向こうの人が、ある自治会長さんが言うてきたんですが、以前に統一地方選前の自治会のここでの集まりの際に、役場のほうからその自治会の役員の方に向けて、「皆さんは非常勤の地方公務員なんで、立候補はできませんし、特定の候補を応援してはいけませんよ」と言うた旨の発言を役場より受けたと。

僕もちょっといろいろ調べたんですけど、地公法の333の条項のことかなと思ってはいるんですけど、そのことに対する、まず事実かどうか、またその説明をまずいただけますでしょうか。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

まずご指摘の、この役場で開催された自治会長の会議の場におきまして、自治会長さんたるお立場である方におきましては、その地位を利用しては選挙運動ができませんという旨のお話をさせていただいたというところにつきましては、事実でございます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

その方は、皆さんその文言を取って人に、多分同じような旨で、要は個人的にも何か、まず立候補もしたらあかんし、特定の候補もどこまで、地位利用なんかってあるじゃないですか。たまたま、例えば自分の後援会の会長が自治会長やったって、それもあかん、自治会長という形で、例えば後援会のよく、僕はしないでですけど、後援会を開いたときに「自治会長です」というのは、そんなのもあかんのかとか、その辺の縛りというのが、それは市町村によって温度差はあると思うんです。

ただ、やっぱりその辺に関して縛りがきつ過ぎると、本来、選挙権の自由は憲法で保障されているわけですね。あまりにもそこに抵触してこないかなという部分があるので、今後この表現に関してはやはりできるだけ丁寧な形で、誤解のないようにお伝えいただかないと、またそういうふうに、また次に話したときにそういうふうに言われてもなにですし、別に僕個人にはその人が応援してくれるわけでもないんですけど、やっぱり一定、自治会長やから「じゃあ俺、出たろか」という人がそれを言われることによって、「あっ、俺、やっぱりやめよう」という可能性もなきにしもあらずじゃないですか。

ですので、次からそのような部分を認識もいただいて、ご発言なりお声がけいただけるようにできないかということで、回答いただけますか。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

先ほど三宅委員のほうから、地方公務員法という法律のお話があったところではございますけれども、先ほど申し上げた会議の場においてそのような旨の話をしたという、その

根拠につきましては、先ほど言うていただいたようなところも含めまして、まず地方公務員法の第3条の3、第3項におきまして、非常勤の嘱託員は特別職の公務員であるという旨の規定がございます。また、忠岡町嘱託員条例第1条に、自治会の区域ごとに嘱託員1人を置くこと、及び第2条に、嘱託員は非常勤とすることが規定されてございます。

本町の場合、この嘱託員は自治会長が兼ねているため、自治会長は特別職の公務員であると考えられることから、地方公共団体の公務員等は、その地位を利用して選挙運動をすることができないと、公職選挙法第136条の2に規定されているので、自治会長が選挙運動を手伝うと、公務員が地位を利用して選挙運動をしていると取られる可能性がございますので、公職選挙法に抵触するおそれがあるというふうなところから、先ほど申し上げたような発言というんですか、お話をさせていただいたというところがございます。

また、付け加えてというところなんけれども、先ほど委員もおっしゃっていましたが、自治会長の地位を利用して選挙運動するというような、その解釈ですよね。実際そこは正直難しいところはあると思います。ただ、法律の解釈というのか逐条的なものを見れば、要はその地位を利用して選挙運動ができないということで、主にというふうなところが記載されてございました。

それにつきましては、まず推薦行為、準備行為、後援団体の結成、文書図画等の掲示というふうな形の具体的な項目がございました。だから、それ以外につきましては、その地位を利用せずに選挙運動をすることが可能なのかなというふうには私的には思うんですけれども、何せ今申し上げた禁止行為の項目につきましては、これは本来、一般的に選挙運動される主な項目でございますので、自治会長さんがそのような選挙運動をすることにつきましては、先ほど言った公選法に抵触するおそれがあるというふうなところが懸念されるというところから、そのようなお話をさせていただいたというところがございます。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

じゃあ、今後はどのようなポイントに注意を払って、その辺の旨をお伝えする予定なんでしょうか。前とは変わらず、同じような文言の言い方で、かかわるなよというふうなふうに捉えられても仕方ないような形なんでしょうか。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

私ども選挙管理委員会の事務局といたしましても、正直、これは丸ですよ、これはバツですよという形のはっきりした明確な判断基準というものを持ち合わせていないところがございます。その中で、あくまで当然ながらその法律に照らし合わせて判断をするんですけども、何せ法律自身もはっきりと明確にうたわれてないというのが正直なところと思うんです。だから選管の事務局といたしましては、そのようなお立場の方々には、やはり公職選挙法の、そのお立場を利用して、地位を利用しての選挙運動については抵触するおそれがありますので、好ましくないというふうな思いから、そういった説明をさせていただくということに、現状できないのかなというふうに思います。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

また、その辺に関しては、その人は言うてくると思うんで、そういうお話ですから、その辺も踏まえてまたお話しさせてもらったらいいかと思います。一定、その辺の心情的なご配慮だけをお願いしたいということで、まずさせていただきます。

次なんですけど、期日前投票所、自治体によっては駅前につくったりとか、違う場所に期日前投票所を設置したりしているところも最近多々見られます、スーパーとか。忠岡においては、もう小さい町ですので、2カ所も3カ所もせんでも、特段駅につくったからといって投票率が何%も伸びたというような事例もそんなには聞いてないので、そういうことはいいかなと思うんですが、ただ忠岡の場合、期日前投票の場合、3階にわざわざ足を運びますよね。できたらそういったのを含めて、1階のエントランスロビーですよ。ああいったところを活用して、目にとまりやすいところで。

よく言われるのが、「あっ、選挙あったんか」と、選挙が終わってから選挙があったということを気づかれるという、ちょっと情けない話なんですけど、僕らもPRが足らへん、自分らも悪いんですけど、そういう意味ではちょっとでも住民の目にとまりやすい場所にそういうものを設置していただけないかなということなんですけど、お願いできないでしょうか。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

おっしゃるとおり今現在、期日前投票所につきましては3階会議室を使用しているところで行っておるところでございます。今お話しいただきましたこの期日前投票所

につきましては、住民の目のとまりやすい場所に設置することで、選挙人の方の利便性を考慮して、投票のしやすい環境をつくることとあわせて、投票率の向上にもつながると思われまますので、役場1階ロビーに期日前投票所を設置することもその1つではないかと思ひます。

また、役場1階ロビーに期日前投票所を設置するというところは、今までやったことがないところではございますので、今後、1階に期日前投票所を設置するというようなことでの課題や何らかの問題点などがないかどうかというところを含めて、いま一度シミュレーション等をする中で、一応検証するというところでの検討を行ってまいりたいというふうに思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

どうぞ。

委員（三宅良矢議員）

ありがとうございます。検討のほう、すみません、よろしくお願ひします。

あとは、選挙の案内についてなんですけど、はがきに「投票所、どこですよ」というのはあると思うんですけど、ぶっちゃけなんですけど、北区集会所とか、地元の間はようわかるんですけど、よそから来た人、わかりにくいんですね。

実を言うると、うちの妻も参議院選挙、1回目にこっちへ引っ越してきた一発目の参議院選挙、投票所がわからず選挙に行けなかったんです。7時過ぎに出て行ったらしいんですけど、「投票所が、はがきを見てどこかわからんから、もう行かへんかった」と言われたんですね。それが多分ほかから移り住んできていただいた方の本音かなと思うんです。別に統廃合せえとかそういうわけじゃなく、それはそれで今ある投票所というのはそんなにいらうべきでは、人口がもう、行くところが20人か30人やったら別ですけど、そうそう今の状況ではいらうべきじゃないと思うんですけど、選挙前にできるだけ、例えばこの前のだんじりマップみたいなマップのような形で、「ここの投票所はここです」って、はがきのああいう形じゃなく、もうちょっとわかりやすいような、何かそういうものを配布もしくは掲示等をお願ひできないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

現在におきましては、選挙があるごとに当該選挙のご案内と各投票所の案内図を載せたチラシを全戸配布しておるといふ状況でございます。また、各地区等における案内板とか

というところの設置につきましては、その各地区の自治会長さんとの協議も必要になってくることと思いますので、今後におきましては各投票所等がわかりやすくなるような形で、何らかの工夫をしてやっていきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いをいたします。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

よろしく申し上げます。

あとは、選挙が始まると、次に告知になります。よく、最近でしたら吹田か茨木か、パッカー車に、業者に協力依頼して、「何月何日に選挙があります」というようなステッカーを期間中だけ張ってもらうように依頼したりとか、役場に張ってあるとか、そういうのもちよっと聞いたんで、忠岡としても選挙前の一定期間そういうような形でご協力要請なり、町のそういう公用車等で活用とかできないものでしょうか。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

選挙の周知につきましては、町広報の掲載、チラシの配布、懸垂幕、無線での町内放送等を行っているところでございます。今後、今ご指摘いただいたことも含めまして、他の団体の周知の方法などの取り組みも調査をさせていただく中で、今後検討してまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いをいたします。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

ぜひともよろしく申し上げます。

あとは、最後にまた、以前にもちよっとご質問させてもらったことあるんですけど、選挙事務ですね。学生さんで高校生の方とか、できるだけまた積極的に活用して、来てくれることで、やっぱり選挙に対する意識って、来てくれた方は1回やってくれると根づいてくれると思うんです。そういったのも兼ねて、できる限り積極的に高校生、大学生の子らをアルバイトとして雇ってほしいと思うんですけど、いかがでしょう。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

ご指摘の大学生や高校生を投票事務に活用したらどうかというところではございますけれども、今現在本町といたしましては、期日前投票所におきまして大学生を含む若い世代の方を中心に、アルバイトとして選挙事務をお願いしているところでございます。しかし、選挙当日につきましては各投票所において、本町職員が従事しているのが現状でございますので、選挙啓発の一環とあわせて、経費削減等も可能であると考えられることから、今後におきましては18歳以上の学生を選挙事務に従事させる団体もあると聞いてございますので、そのような取り組みをしている団体を参考にさせていただき、本町におきましても引き続き大学生等若い世代の方々に選挙事務に従事していただくような取り組みを推進してまいりたいというように考えてございます。

委員（三宅良矢議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

当日を含めてよろしくお願いいたします。

すみません、次の質問です。産官学連携についての取り組みについての質問をさせていただきます。近年、市町村が企業、大学等と連携して、さまざまな研究とか地域おこし、まちおこし、そういったことを戦略的に進めていっているというところが、いろんな媒体でPRされているのであるんですが、本町のところ、現在のところ、そういう公に提携しているような話は聞いてないんですけど、今後の検討材料として、機会があれば積極的に進めていくべきやと思うんですけど、どのようにお考えでしょうか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

三宅議員ご指摘のように、現在のところ連携している企業、大学といったものはございません。ただし、本町事業所の活性化、また産業の振興につながることであれば、今後また積極的に検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

例えば具体的に、町としてこういうような大学やこういう企業とつながり、例えば僕らがそういう、議員さんなり住民の方なりにしても、町と連携していききたいなというような意向があった場合というのは、まずはどこに相談に行ったらいいのかなというのがまず1点と、要はそういうような積極的な姿勢って、どのような感じで、形で見ただけのんかなというのが、もしやるんやったらですけど。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

そのようなご相談というんですか、お話は、産業振興課のほうで結構かと思います。それと、今おっしゃっていましたが積極的というのは、一度お話は聞かせていただきたいとは考えておりますので、よろしくお願いします。

委員（三宅良矢議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

積極的に展開していただいて、やっぱり僕らもいろんな方たちと話している中で、やはり町とつながれる、別に町から補助金くれとか助成して何かしてくれというわけではなく、本当に町とタイアップでして、例えばこういう研究なりそういう検討なりに協力してもらってるというだけでも、まあ企業なんか特に、やっぱりこれから伸びるベンチャーとかは伸ばしていきたいという初期的なとこなんか、それだけで、要は銀行が信用してくれるんですよね。その信用の担保で、ある程度のプラス担保で、ほんまやったら例えば1,000万借りて、1,000万借りますと言ったときに、利子が3%ぐらいつくところが一気に1%ぐらいまで見てくれたりとか、企業にとって大変やっぱり成長する部分に関してはメリットがあるので、できるだけそういうのを育てて、で、企業バンク、ふるさと納税ですね。お伝えしたとおり、やっぱりそういったところが連携することで将来利益を得たら、その要は納税する分の何%かは忠岡町に毎年、企業が続く限り、例えばですけどね、ふるさと納税続けてくださいみたいな、協定じゃないですけどね、密約と言うたら悪いんですけど、あんまりそれ堂々とするとと言われるんで、そういうようなんにつなげていっ

ていただきたいなということがあるので、そのような視点で今後とも、僕も働きかけていきますんで、できるだけ町としてもかかわってきていただきたいなということがあるんですけど、よろしいでしょうか。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

一度お話は聞かせていただきたいと思います。

委員（三宅良矢議員）

お願いします。

委員（三宅良矢議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

これ、最後です。すみません。国土強靱化計画についての話です。せんだって説明会がございまして、うちの忠岡町ね、和田町長も出席されていて、和泉市の辻市長も出てはって、泉大津は副市長が代理でも出てはったんですけど、これまで国土強靱化ということで、基本的にまだお金は、予算は全然ついていない時代の中で国土強靱化、強靱化という言葉だけやったんですけど、今後やっとその予算がつくという、国土強靱化計画を立てて、地方の自治体ごとか、広域でもいけると言っていました。国土強靱化計画を立てて、一定、国庫補助で進めていくのが実際的に予算もついてきてるという話やったんです。

で、忠岡としてもやはりこれから、台風以外でもやっぱり南海トラフ等の大規模災害等に対しても備えていかないといけない中で、いつまで、例えば大津川でしたらいつまでたっても、府が府がと言っていて動かないから、それこそ国庫補助つくんやったら国と忠岡町でということが出来るんやったら、そういうのも進めていくべきやと思いますし、それを進めることで住民の命、財産、生命がちょっとでも守れるんやったら、僕はそれやっていくべきやとは思っています。

忠岡町としては、国土強靱化計画に関して今後、多分もう理事者はご存じやと思うんですけど、どのように考えて進めていくのか、いかないのか、ご回答お願いできますか。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

国土強靱化計画の策定の必要性は、現在感じておるところではございますけれども、国土強靱化計画と関連する総合計画なり地域防災計画なり、国民保護計画などとの整合性の確認などの事務作業も多く、現状は情報収集に努めており、ことしの9月の時点で大阪市、堺市、泉佐野市が策定されたと聞いておりますが、今後、府や近隣市町村の動向を見ながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

委員（三宅良矢議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

三宅委員。

委員（三宅良矢議員）

和泉市なんかは、辻市長が「もう進めていきたいですね」と、満面の笑みでおっしゃってはったんで、近隣というよりもそういったところと、で、広域もいける、広域で計画を立てて広域で、例えば大津川やったらまたがっているわけじゃないですか。牛滝も含めて岸和田とも。そういった形でできるだけ広い、こういった形でも広域化を進めていただいて、計画を持って着手していただきたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

小倉課長。

自治政策課（小倉由紀夫課長）

例えば今、大津川のことでご意見いただいたかと思います。河川につきましては管理は大阪府となっております、大阪府では平成28年3月に国土強靱化計画を策定して治水対策を進めていたかと思いますので、今後どのような形で泉大津、和泉市、忠岡、この2市1町が連携できるのか、また大阪府との連携など調査してまいりたいというふうに考えております。

委員（三宅良矢議員）

委員長、結構です。よろしくお願いたします。

委員長（高迫千代司議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

まず、1つ目に入る前に、台風21号の被害の対応に当たられた町の職員の皆さん、本当にお疲れさまでした。町の職員の方が町民のために献身的に働いてくれたということは大変感謝しております。

特に私も直接は、いきがい支援課長に、台風の飛来物で屋根が壊れ、家も壊れ、そして停電をして、要介護の方がその日の晩から泊まる場所がないというところで、大変尽力していただいて、その日の晩、急でありましたが、確保いただいたということで大変感謝しております。ご本人も本当に喜んでおられました。

また、水道課長さんと職員の方、マンションの停電で水が出ないということで、どこか水の確保がないかということで現地まで行っていただいて、確保のためにオーナーさんと連絡を取っていただいたりとかで、水の確保が翌日からできたということで、大変住民の方から喜ばれたり、本当に住民が困ったときに役に立つ、そういった町役場というふうに感じたということでありました。これからも災害に対して対応できるように、ご準備のほうもまたよろしくお願いいたします。

それで、台風21号の被災者に対する町の支援についてお尋ねをいたします。被災後の減免措置についてという、忠岡町の税務課から議員にいただいた資料なんですけども、これをちょっと見ますと、一部損壊と半壊と大規模半壊と全壊ということで損壊の程度がありまして、それぞれいろんな、保育料の減免であったり固定資産の減免、介護保険料や国保料、いろいろそういったものの減免措置があるのかなのかという一覧表がございました。

それを見ますと、一部損壊というものはほとんど何もなくて、一般廃棄物処理手数料の減免、つまり災害ごみを引き取っていただけということだけで、一部損壊は忠岡町は何もないということでもあります。なかなか半壊というのは、家が20%以上壊れていると、屋根が飛んだだけではなかなか20%にならないで、屋根が飛んだら15%ぐらいということで、なかなかこれは本当に半壊ということに該当するには、大変ちょっと該当しにくいという場合があるということがわかりました。その半壊でなくとも、一部損壊のお家の方でも、やはり思いもよらないこういう修理の費用ということで、費用負担は大変大きいです。低所得の方ほど火災保険の、台風の分をあまりつけていない。保険料が安いというところの分を選択されているので、年金暮らしや収入が少ない方ほど保障の小さな保険にしか入っていないという傾向にあると、ほぼ出ないという、そういった方も多いです。

そういったことで、全国的に世帯の中で預貯金がゼロという世帯が4分の1ですので、今全国的に。預貯金ゼロの世帯の方、入っている保険が台風に対応しないとすると、瓦が飛び、屋根が飛び、壁が落ち、中もぬれて、大変な状況になっている、それを自分の個人の費用で負担をする。「借りればいいのか」と、「借りるにも返す当てがない」というところもあるというところでもあります。

そんな中で見ますと、一部損壊ではなかなかあかんと。半壊でも該当しないものも多い

です。全壊となると本当に、これ、建てかえんとあかんような状態になるかと思えますけど、という状況であります。

忠岡町は、町独自で何かをするというのは、災害ごみのところぐらいしかされていないようであります。それで、介護保険が一番気の毒で、全壊のみしか介護保険料、利用料の減免に該当しないと、半壊では該当しないで、大変ハードルが高いものもございます。やはり住民の状況によって、実情に応じて町独自に対応するというのが、今忠岡では求められているのではないかということをおもうわけではありますが、忠岡町としては実情に応じて何か、困っているそういった町民に対して、減免などの対応を独自に対応する考えはございませんでしょうか。

これはどなたにというところでは、個別の個々でお聞きしたほうがよければ個々にお聞きするんですけども、そういう検討、全体の中での検討ということはこれからされるであろうと思えますけれども、個々に聞くとお時間がどうかと、一個一個どうですかと聞くともものすごい時間がかかるので、そういったことを総合的にまた考えていただくということをお願いしたいんです。要望したいんです。

委員長（高迫千代司議員）

公室長さんは答えられますか。どうぞ。

町長公室（柏原憲一公室長）

減免制度につきましてはおのおのの所管がございまして、その所管の中で適切に判断されるというふうに思いますので。ただ、どういうところでどんな減免があるのかとかということについては、全庁的にうちで集約はしたいなと思えますが、繰り返しになりますけど、個々の減免の部分についてはおのおのの部署で適切に対応していると思えますので、今のところそれを超えて何か新たな制度をつくるということについては、今のところは検討にはございません。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

忠岡町は多分、国の基準というかその法律なり制度の、そのままのもので減免制度ということ町規則なり要綱なり条例なりに書いていらっしゃると思えますけれども、やはり災害ということで特別に町として考えることができるような項目はあるかと思うんです。その範囲でできるのではないかというふうに思いますが。

例えば、介護保険料、利用料の減免ということで、被災された方はものすごく、家財道具から、また一からそろえなあかん。新しいところに、民間の賃貸住宅を借りて住むと家賃の発生も、そういったこともありまして、大変国保料、介護保険料、そういったとこ

ろでは負担が本当に、これから払えないということが起こってくると思うんです。そんなときに町独自で何か、そういった保険料や利用料の減免と、特別に考えるということが必要ではないかと。特に給与所得があって現役で働いていて預貯金があれば、少々のこういった災害には対応できるかもしれないけど、年金、それも少ない年金で預貯金がない、そして災害に遭ったという方については、本当に生活できない、生きていけないということになるかと思います。

そこで、絞ってお聞きしますけれども、介護保険、利用料の減免が全壊にしか制度としてはないと、今現在。適正に各課で対応しておりますというお答えが今ありましたけれども、適正に対応すると全壊のみ、全壊しかもう対応しませんということになるので、だったら半壊の方にもとか、一部損壊でもその生活実態に応じてどうかということも検討に値するのではないかとということで、これは担当課単独で、担当課の判断だけで減免できるものではないと思うんです。なので、だから全体の中でお聞きしたと。

忠岡町全体の中でこういった被災状況をどれだけ幹部の方がつかんでいらっしゃるかということなんですが、議員はよく知っていると思います。地域に住んでいますし、周りにいろいろ相談を受けるということで。私もいろいろと聞きますけれども、本当に台風当日、雨がやんで回りますと、大変高月南のほうとか、飛来物で家が損壊して、もうその日お家に住めないというお家がたくさんありました。停電もしていますということで。その方は本当に家に住めないから、家をどこか借りましてということと、あとそれ以外の地域でも、雇用促進住宅が一番家賃が安いので、3階しかあいてないと。でも、要介護状態の方がいらっしゃるの、3階に住むということで本当に大変だと。

住まいについては今後、みなし仮設住宅ということで募集があるでしょうけれども、やっぱりそれでも1年なんですね。ということで、本当に生活が再建できるかどうか、その方の。生活再建をやっぱりさせていくという国の法律はありますけど、国の法律がどこまで見てくれるかというたら、そこまで見てくれないということで、国は国でします。忠岡町としてはどうなのかということが求められているというふうに思います。

1人、2人のためにできませんというふうに切り捨てるのか、1人の町民を大事にするのか、ここがやっぱり問われているというふうに思います。預貯金のたくさんある方でしたら減免する必要はないかもしれません。しかし、預貯金がないという、今申し上げたところは預貯金がございません。本当に大変で、本当に見通しが立たないというような方々に対して、どのような対応をされるのかということが今問われていると思います。

ということで、これは担当課それぞれでというよりも、忠岡町でこの被災の実態をきちんと把握をしていただく。実態を把握することから始めていただいて、そしてそれについてこういう支援が必要やということ判断していただく、そういった部署が要ると思うんです。その実態把握を各課でという、それは無理な話なので、やっぱりそれは町としてどう考えるのかということだと思いますが、それについていかがお考えかということ

で、これ、首ひねっていらっしゃるけど、本当に行ってください。ご紹介します。何軒もあるんです。大変なところ。もう見通し立たないと。国民年金の方です。とか夫婦合わせでも厚生年金10万円ちょっとしかないとかね。そういったことで、そういった方々がたくさんいらっしゃるんで、その人にどう再建させていくかという相談ね。相談に乗っていただいても、制度がこれですから、もうあとはしませんでは、何の相談にもならないわけなんです。相談した結果、そういう制度を拡大するというのであれば相談のしようがあると思います。そういったことで一度実態を把握していただいて、検討をね。どういう支援が必要かという、この被害について、そういう考える部署というのはどこなんでしょうか。

町長公室（柏原憲一公室長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原憲一公室長）

今、議員のほうからご質問いただいているんですけども、今のところ、基本的には現行の制度以外の部分で、例えば新たに給付を出すとかそういったことについては、今のところは検討はございません。

ただ、議員おっしゃるとおり、今回の災害でいろんな状況に遭われた方がおられるというふうに思いますので、もちろんその方に対する、今の本町の規定の中でできることについては、おのおののところで適切に判断されて処理はしていきますが、ただ1人の人が多岐にわたるような項目でご相談もあろうかと思っておりますので、そういった部分につきましては災害があった直後に総合窓口みたいな形で住民さんのお声を聞いたこともありますので、うちのほうで一括して窓口を例えば設けるとか、そういうことについてはちょっと検討してみたいなというふうに思っております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

これはあと、今後相談には、窓口を設けて相談は受けていただけるということですが、制度がこうなっていますからって、この表どおりのことで対応したら相談にも何もならないので、やっぱりそれなりに本人たちの実情に応じた忠岡町の対応ということもぜひ考えていただきたいということで、そういう検討する、そういったことを今ここで返事をいただくとは思っていません。こういった制度を拡充しますとか、減免をふやしますということを今、即答は求めています。そういったことも検討をしていくという姿勢があるの

かどうか、そういう姿勢があるのかどうかというところを私はきょうはお聞きしたいと思いました。

ということで、これは町長にお聞きしたいと思いますが、町民が困っていると、この被災して。やはりそういった、もう全然預貯金もない、本当に生活の再建がめどが立たない、どうしようかと。国保料、介護保険料、利用料、そして住民税は入っていませんけど、固定資産税やらそういったさまざまな点でのそういう減免制度の活用が、ここでは該当しないとあるけれども、該当できるかどうか、一度そういう姿勢を持っていらっしゃるかどうか、その点を町長にお聞きしたいと思います。

町長（和田吉衛町長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

和田町長。

町長（和田吉衛町長）

日本一福祉が充実していない町になりたくない、そう思っています。だから、ちょっとでも福祉が受けられるようなまちづくりをしたいというのが、私の思いです。

今回の場合、台風は全員が受けたものですから、だから全員が被害者やと、こういうふうに私は思っております。大小あると思います。先ほど来挙げられているように、いろんな事例を挙げればいろんな対応が考えられると思うんですが、平和なときに、こういうときはこういう助けが要るなという制度を構築してきたつもりですので、私どもとしては今それに当てはめるしかないのではないかと。

それでは、忠岡町が冷たければ、保険に入ってもらおうとか、あるいは保障制度充実のまことに変わってってもらおうとか、そういったようなことになっていくのではないかと思います。私はできるだけ、住民が困ったら相談に乗ってやっていく体制だけでも十分とれたらいいのではないかなと、こういうふうに思っています。

例えば、私の知っている人では、家やられたんやと。「そしたら隣の息子の家に住んだらどうや」と言うたら、「それは嫌や」という、そういう事例もあれば、細かいものを挙げていくと切りがありませんのでね。うちの職員はみんな、住民に沿って話し、解決に努力しているつもりですけど、その努力を酌んでいただきたいと、こういうふうに思っております。確かにご指摘のように日本一悪い福祉のまちだと思っております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

町長さんの本心というところか、それとも私の質問に対しての、ちょっと違う、ずらし

ているというところの分の答弁なのかがちょっと、本心のところはわかりませんが、やはり状況に沿った対応をするということは、これは当たり前のことやと思うんです。状況に沿ったですね。一応制度としては決めておかなければいけないけれども、その制度の運用は忠岡町が決めることであります。忠岡町の判断でこれはどうだという、その部分はやっぱり地方自治ということがあるので、制度的にできません、国の制度がこうですからできませんという、それでは地方自治でも何でもないじゃないですかと。やっぱり地方の、そこに住む人たちのためにどういうことが必要かという、そういう権限がやっぱり町にはあると思うんです。

岸和田市と合併をせずに、忠岡町、小さいまちを残していこうとしたというふうなところから始まった今現在の町長ですので、町民のためにできることは、やっぱり小さなまちのよさを生かしていくという点では、そこが、役所が近いというところがこういった相談活動も親身になってやっていただいたりというふうなことで、本当に役場が役に立つところであるということが言えると思います。

今後、相談には乗ると、相談で制度はこれだけです、あとはできませんという、そういう冷たい相談内容にならないようにだけはしていただきたいということで、その方の生活が再建できるように支援していただくということを求めておきたいと思います。

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

2点目ですけれども、忠岡幼稚園の跡地利用についてをちょっとお尋ねいたします。

来年の4月から認定こども園がオープンするということで、忠岡幼稚園があくということになります。跡地というよりも建物も含めての忠岡幼稚園跡の利用について教育委員会のお考えはいかがでしょうか。教育長よりお答えいただきたいと思います。

教育長（富本正昭教育長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

教育長。

教育長（富本正昭教育長）

ただいま議員お尋ねの閉園後の忠岡幼稚園の活用策でございますが、これまでも私、議会のほうでご答弁をさせていただきました。また直近では、さきの9月議会におきましてもご答弁をさせていただいたところでございます。その中でも述べさせていただきましたが、まだ具体的な活用策に関しましては白紙状態というところではございますが、教育施設、私どもが所管する施設であるということも含めまして、私自身は未来の忠岡町を担う子どもたちに資する、そういう活用策はできないかなというふうに考えておりまして、そ

れが望ましいのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ありがとうございます。教育委員会の施設ですので、教育委員会の子どもたちのための施設というところで活用していただきたいということでお願いいたします。

その際に、具体的に子どもの施設と子どもの利用、いろんなことが、忠岡町で今できていない、課題となっている、そういったことをしていく施設ということにすべきであろうというふうに思います。

ずっと申し上げている忠岡町の不登校の子どもたちが通う適応指導教室が、忠岡町は中学校の中にしかないということで、ずっと取り上げてまいりました。ですけれども、場所がないということがまず第1点。その教員についても府からの配置がなかなか得られないということで難しいと。場所がなければ、先生に来てもらってもなかなか難しいということですので、まず場所の確保というところはぜひお願いしたいと。

昨日の教育委員会のところで、三宅議員の質問でも不登校の子どものことがありましたが、不登校の子ども、忠岡町は何人って言いましたか。1,000人換算で言いますと19人を超えています。約19人、超えています。大阪府下は1,000人換算で14人ですね。大阪府は高いんです、全国的に。全国は1,000人換算で11.何ぼかぐらいで、かなり、だから全国平均と比べますと忠岡は19人ということでトップクラスであると、全国的に見ても、というふうなことが数値的にも言えると思います。

ということで、その子どもたちに対して忠岡町の教育委員会は、できることということで頑張っていたと思っていますが、スクールソーシャルワーカーの方をふやしていただいたり、学校の担任の先生やいろいろ働きかけもしていただいたりと言いますけれども、どうしてもそれでは適応指導教室にかわるもの、成りかわるものにはならないということで、その不登校の保護者の方も、学校の中にくぐって、その適応指導教室に行くことができない子どもは、その中学校の中の適応指導教室に行けないということになりますので、これまた、あるとはいえ、やっぱりこれは学校外につくる必要があると。

小学生は中学校の中の適応指導教室に通えませんということで、小学生から不登校をそのままにしておきますと、中学校でも不登校になる傾向は高いということでもあります。ですから、ぜひその適応指導教室も教育センターという形でしていただいたら本当にありがたいと思いますが、その適応指導教室について設置するという、今後ですね、というお考えはございませんでしょうか。

教育長（富本正昭教育長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

教育長。

教育長（富本正昭教育長）

先ほども私、述べましたが、子どもたちの本当に一人一人に資する施設、それに活用するのが最も望ましいのではないかなというふうに考えております。ただいま議員ご教示いただきました部分もひとつ参考にさせていただきながら、何が忠岡町の子どもたちに一番いいのかなというのを考えていきたいなというふうに考えております。

それから、不登校の子どもたちをどうやって学校復帰をかなえてあげられるか、かなえられるようになるかというのは、常々私どもも課題として認識しているところでありますので、その辺も共有しながら、子どもたちの未来に向けて尽力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

ぜひ、苦しんでいる子ども、保護者の方々に本当に光の差すような、そういう教育行政をぜひしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

3点目に入ります。入札制度の改善についてお尋ねをいたします。

本町は、入札の際は最低制限価格の事前公表をしておりません。堺市以南で最低制限価格の事前公表をしていないのは本町のみということでもあります。本町は事後公表ということでもあります。これはこれまで、平成21年の入札の結果の分を見てから、ちょっといろいろと問題を指摘してまいりました。

それで、ちょっとお聞きいたしますが、29年度の工事の入札において、予定価格に対する落札された金額、落札率というんでしょうか、それについてどのような状況であったのか、総務課長さんよりお聞きしたいと思います。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

29年度の公共工事の落札率というところでございますけれども、どのような形でお話しさせてもらえば。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

落札率の高い、上位3位ぐらいまでの数字をお教えてください。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

29年度の工事に係る入札結果の中で、高い落札率というところがございますけども、まず一番高い落札率が98.16%、2番目が94.72%、3番目が94.32%でございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

95%を超えたら、どうもちょっとそれは高いんじゃないかと。90%を超えてもちょっと高いなと思いますが、その一番最初の98.16%というのはどの工事の、幾らの予定価格だったものなんでしょうか。どんな工事だったんでしょうか。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

件名が指定避難場所防災機能強化事業、文化会館エレベーター機器改修分工事でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。98.16%、結構高いです。去年も、予算委員会でしようかね、こと

しの。98%があるではないかといったのがこれだったのか、ちょっとわかりませんが、そのことについて事後公表されておりますので、この結果については何か対応はされたでしょうか。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

対応については、してはございません。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

対応についてはされていないということですが、ちょっとおかしいなというふうなものが、これまでもあったかと思えます。今回、ちょっとこれがどのような、ほかがどのようなふうな応札をされたのかが、ちょっと金額わかりませんが、それについてやはり他市がなぜ最低制限価格の事前公表をされているのか。なぜというところがあると、談合があったというところが、そういうふうな談合の防止策として、談合できないように最低制限価格の事前公表をしていったということでもあります。

本町もこれまで、何かこれはおかしいのではないかと。談合だけでなく不正な力が働いたのではないかというような結果が出ているのではないかと、そういうふうに見えるのではないかと疑いを持たれていても、忠岡町はこれまで一切、事後公表をしている意味も考えていらっしゃらないか、一切調査なども動くことはございませんでした。

ということで、事後公表の意味がないのではないかと、何のために事後公表しているんですかというふうに言いたいと思います。事後公表されているんですしたら、事後公表のいろいろ声がたくさん寄せられているというふうなことを今まで、この結果、ホームページに掲載されるようになって、苦情の声がありましたかと言ったら、ありましたということが去年の決算委員会でも出ていたと思いますけれども、そういった、おかしいではないかというふうな指摘があっても一切動かないということは、事後公表している意味がないと思います。事後公表している意味というのは何なのではないかということをお聞きしたいと思います。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

事後公表というふうなところにつきましては、従前より何度もご質問等々をいただく中で、同じようなご答弁をさせていただいているところがございます。

なぜ事後公表しているのかというところにつきましては、もう以前から同じようなお答えをさせてもらっているというふうなところで、もう委員におかれましてはよく何度も耳にされておるので、よくご理解いただいているのかなというふうに思いますので、その点が理由というところがございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

制度としての事後公表をなぜしているのかというところで、やはりこの入札が公正な入札であったのかということ公に知らせる、見てもらうという意味があるのではないかと。私は調べたことはありませんけれども、普通にそう考えたらそうだと思います。

それを見て、おかしいものがあればそれに対して、明らかに1社だけが98.何%という札を入れて、あとはそれを超えているというふうなところで、だからそこ1社だけがそんな高い落札率が出るようなことで、談合のようなものをしていないかというふうなことが疑われる場合は、やはりそれについては調査をすべきやというふうなことを申し上げて、以前の公室長さんは、そういったことも検討して調査もしてまいりたいと思いますというふうな答えをされて、そのままおやめになっていらっしゃるので、わかりませんけれども、でも調査をされていないと、。29年度はされていないということでありましたので、やはり事後公表をされていても、そういったちょっとおかしいなということについては何ら対応されていないということがわかりました。

ということで、国がそういう事前公表をしないようにというふうな通達が来ているということを根拠にされていらっしゃいますけれども、やはりそういった事後公表の目的も達成できないようなのであれば、やはり入札の際の最低制限価格の事前公表に一度されるということで、もう一度ゼロから作り直していくということで対応すべきではないかと思いますが、私は最低制限価格の事前公表が正しいとは思いません。本来の入札のあり方でいくべきだと。そして、事後公表でおかしいことがあれば、やはりそれは対応するというのが本来のあり方だと思いますが、事後公表の対応をしないのであれば、やっぱり事後公表ではなくて、もう最低制限価格の事前公表をしてくださいよというふうになるのは当然ではないかと思いますが、これは町長にお聞きいたしますが、そういった事後公表の結果がちょっとおかしいではないかという意見があっても、それに対しては何ら調査なり検討

なりを加えないというようなことをされているということですので、事後公表の意味がないじゃないですか。それとあと、最低制限価格の事前公表をやはり実施すべきでないかと、一度、というふうに思いますが、いかがでしょうか。

町長（和田吉衛町長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

和田町長。

町長（和田吉衛町長）

感覚がないのか不感症か知りませんよ。おかしかったらね、警察へ行ったってくださいよ。こんな感覚ないんやもん。不感症や。きちっと公正で正しくやっている。そういうようなことで物言うてるつもりですよ。それをおかしい、おかしいと言うんやったら警察へ行ってくださいよ。警察も知らん顔すると思いますよ。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

どうぞ、是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

警察に届けるようなことをこの場で議論するつもりはありません。

町長（和田吉衛町長）

いや、あなた、おかしいと言うんでしょう。僕は何もおかしいと思ってないから。

委員（是枝綾子議員）

おかしいと。できてないんであれば、一度他市のように最低制限価格の事前公表をされたらどうでしょうかということ。

町長（和田吉衛町長）

それは、あなたに言われることはないでしょう。あなたに言われることはないです。

委員長（高迫千代司議員）

町長、ちょっと待ってください。まだ発言中です。

委員（是枝綾子議員）

ということで、では町長にお聞きします。最低制限価格の事前公表をされるおつもりはございませんでしょうか。

町長（和田吉衛町長）

ありません。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

町長ね、そういうことをずっと言われてきましたが、私も申し上げたくはないんですけども、こんなことを。やはり言わざるを得ない状況に来ているということでもあります。最近はまだ落札率高いですから、町長に対して最低制限価格を、町長から漏れたんではないかというところまで、私、言いました。ですけどね、最近そういうことがなくなったということで、今度高くなってきたということですので、これをね。

委員長（高迫千代司議員）

町長、ちょっと待ってください。

委員（是枝綾子議員）

これを行政として対応する。行政として対応する。防止策は警察ではありません。防止策は警察ではありません。行政の仕事であります。

町長（和田吉衛町長）

防止策、今犯罪があったって言うたじゃない。

委員（是枝綾子議員）

言うてません、言うてません。

町長（和田吉衛町長）

言うたよ。

委員（是枝綾子議員）

私は言うてません。談合があったのではないかと疑われるというふうなことを言うたわけです。あったのではと。あったなんて証拠はないです。

町長（和田吉衛町長）

疑われんようにしなさいよと言うたらええねん。

委員（是枝綾子議員）

その疑われんようにね。失礼。委員長、すみません。

委員長（高迫千代司議員）

どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

町長もちゃんとね、私の質問中に入る場合は、ちゃんと委員長の許可を得て言ってください。

町長（和田吉衛町長）

とまるから私は答えてるんやけど。しゃべってる最中にしゃべったことないよ。

委員（是枝綾子議員）

とまってません。私が質問してるのに、何で横から言うんですか。そういったことで、事前公表するつもりはないということで、そういう政治姿勢であると。そして、町民から

いろいろ苦情が来ても一切動かないのかということもあわせて、調査をしたりお尋ねをする。お尋ねをしたり、どうやったのかという、そういうふうなことについて検証するという場合は、検証の場はあるのかということにはちょっとお聞きしたいと思います。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

先ほど来是枝委員のほうから、その落札率が高い、先ほども29年度でいけば一番高いのが98.16%ということで申し上げたところでございますけれども、この98%が高いのか低いのかというところであれば、字のごとく高いと言わざるを得ない落札率なのかなというふうには思います。

ただ、それが、このような落札率が続くというふうなところであれば、違和感は当然ながら感じるであろうというふうな思いは、正直してございます。ただ、私どもといたしまして、担当課といたしましても、年間30件を超える入札案件を執行しているというふうなところでありますので、その中においては予定価格をオーバーしての不調案件も当然ございます。

その中で今回、29年度でございますけれども、98%を超えるものがあること自体、それはあくまで数多くの中での入札の結果として捉えてございますので、これがおかしい入札であるというような認識自体は持ってないというふうなところが、正直申し上げるところでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

おかしいと思われないというところを言われて、「はい、そうですか」と言われませんということ。これはもうずっとこのこと、平成21年度からずっとこういう議論ばかりしてきておりますので、10年近くこういうことをされてきているということですので、一度、この検証委員会というものはないのかと。検証する場というのはないのかというのをお聞きしたんです。検証する場はありますかというところで。

総務課（南 智樹課長）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

今、いろいろ、そのおかしいというところを調査する委員会というところですか。もう一度、そしたらすみません。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

入札の結果について、この入札の結果の数字はどうなんだろうかということ、毎回毎回とか毎日毎日でなくていいんです。それをちょっと高いものについては検証するという場があるんでしょうか、これはどうなんでしょうかと。

総務課（南 智樹課長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

南課長。

総務課（南 智樹課長）

おっしゃるところは理解できました。こういった形の高いものについて、何らかの調査をする、その課というんですかね、ところはないかというふうなところがございますけども、であれば私ども総務課になるのかなというところは感じます。しかしながら、仮にそういった形での思いの中で調査をするということになりましても、具体的にどのような調査をしたらいいのかというふうなところの部分のノウハウというのは、私どもは正直持ち合わせてはございません。

なので、調査するというところも、どのようにやったらいいのかというところも、今現在はちょっと持ち合わせていないというのが現状でございますので、今後またそのような、先ほども申しあげましたけども、確かにこれはおかしいなと正直思うところについては、何らかの手法をもって調査というところの部分も必要が出てくるのかなというところは思いますけれども、まずはもって、まずそのような手法ですね、まずノウハウというところをわからないというところでもありますので、そういった部分についても近隣の団体等の事例等を参考にさせていただく中で、勉強というんですか、というふうなところを研究というところの部分も含めて、いま一度やってみようかなというところはあります。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そういった検討の場、調査、いきなり調査はできないと思いますが、検討の場、検証する場という、調査に入る前のこれはどうなんだろうか検証する場は、やはり持つべきだということは申し上げておきます。課長個人の判断だけであるということはなかなかしづらと思いますので、検証する場と、検討委員会なりそういった検証する、調査の前に検証する場というんですか、そういったことをぜひ設置していただきたいと思います。まあ、最低制限価格の事前公表は求めておきます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

4つ目ですけれども、これは町長の政治姿勢についてお尋ねいたします。

委員長（高迫千代司議員）

町長、ちょっとすみません、町長に質問です。聞いてください。

委員（是枝綾子議員）

これはいきなり町長にお尋ねしたいと思います。

町長（和田吉衛町長）

こっちを向いて言うてください。

委員（是枝綾子議員）

言うてますよ。町長が後ろを向いてるからね。

町長ね、これ、7月のクリーンセンターの方針について、それについての町長の政治姿勢についてお尋ねをいたします。

今回、7月の臨時議会でクリーンセンターを来年の4月からまた10年間、長期包括で、そして延命化工事を7億8,000万円かけてするということについての議案が提案され、議会では否決されました。

で、来年の4月からについてということですから、もうかなり迫っている段階での提案であったと思います。議会としては10年前に、10年間の長期包括の事業を認める際に確認をしております。10年間だけだと、10年後はもうないですねということで確認をして、賛成が多数で、反対の方も、議員もいらっしゃいましたけれども、長期包括そのものに反対という方もいらっしゃいましたので、そういった状況であって、この10年間どうだったのかということが問われなければいけないと思います。否決という形で問われましたということでありましょうけれども、やはりこれは町役場内にもやっぱり議会の中にもいろんな影響がね、否決されたら、どうするんだろうというね、そういったちょっと影が落とされている、変な雰囲気があるということはちょっと申し上げたいと思います。それを町長がつくったと。結果的にはつくったわけです。

広域を進めるということで長期包括10年間で認めてくれと、10年前に、35億7,000万でしたか、債務負担行為ということで議決をしましたがけれども、これはその以降、最初の5年間はあまり、だから広域についてのお話し合いをされてなくて、5年過ぎてから岸和田市のほうにそういった協議というんですか話を、勉強会ですか、されていったけど、そこがうまくいかずに終わり、そして今度泉北環境のほうに、そういった勉強会ということをするようになったということで、そんなぎりぎりになって、この2年、3年でそんな話が見つからない、2年ぐらいでそんな話、決着つかない。もうこうやってゴールがここで、もう4月から広域には移れないというようなことがわかっていたわけなんですけれども、それでその取り組みが遅かったと、広域のお話が遅かったのではないかと。

そのことについて本当に本腰を入れた話し合いを2年間で集中して、ぐっとやってこられていたらまた別なんでしょうけど、なかなか、もうそんな話にはまだなっていないということで、これからまたちゃんと話ししていきましょうということになっているというふうに、きのうの生活環境課の関連の決算のところでも、これからまた話を進めていくということで、スタートラインにまた新たに立たれたということでしたので、これは町長の姿勢が、本腰を入れて本当に泉北環境のほうに、最初から泉北環境のほうにきちっと話をされていたら、5年あったら何とかなっただけではないかというふうなこともありますし、3年間、2年間かですか、2年間でせめて話をすればもうすぐ、ちょっと広域化のほうが進んだのでないか。いろいろ憶測が議員の中でもあると思います。

私自身も本当に、すぐ広域化に話を進めていただいているものやと思ってましたけど、こういう状況だったということで、この結果について町長はどのように責任をお感じになっていらっしゃるのでしょうか。

町長（和田吉衛町長）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

和田町長。

町長（和田吉衛町長）

るる述べられたんですが、流れ的に否定する気はありませんが、ところどころちょっといがるというんですか。しかし、主要な流れとしては受けとめていきたいと思いません。

例えば、新たなスタートラインに立ったと。全然新たなスタートラインに立っていません。今、泉北環境とずっと続いたままであります。

それから、10年間何してきたんやと言われたら、現実的に一組やら、また委託やらできていないので、何してきたんやと言ったら、何もしてなかったと、こういうように答えざるを得ないけれども、相手があつてのことで、相手が嫌やと言うから、岸和田貝塚をやめて泉北環境にずうっと交渉をしているところでございます。しています。

だから、10年間何したんやということについての責任はどこにあるんかというたら、私は岸和田と思っております。貝塚はそんなことない。しかし、おまえはと言われたら、私にも責任があるんだったら私に責任があると、こういうふうに思っているところです。

だから、再訂正するならば、新たなスタートはしておりません。今、継続中をきちっと成就することを願っているところでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

新たなスタートというふうな表現が正しくなかったといえ、それは訂正いたしますが、この2年間の泉北環境との協議が本腰を入れた協議であったのかどうか、その点を私はお聞きしたいと思います。

町長（和田吉衛町長）

本腰、入っていました。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

和田町長。

町長（和田吉衛町長）

本腰を入れました。向こうは知りません。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

町長が本腰が入って、町長みずから行って、話を頑張ってやってきたというふうに見える状況であったのか、そのことをちょっと確認したいと思いますが。

町長（和田吉衛町長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

和田町長。

町長（和田吉衛町長）

やりましたよ。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、本腰を入れてやってきたということで、この2年間、そしてこれからどのように、それをもっと加速させて、一日も早くそういった広域ができるようにということで取り組む姿勢であるということでしょうか。

町長（和田吉衛町長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

和田町長。

町長（和田吉衛町長）

私らが隠していて、きょう初めて発表してるんじゃないんです。もうその節々、その都度、皆さん方にしゃべってきた、納得さしてきたと思っています。何か今まで隠してきた、きょう新たにスタートしたというふうなことを言わんといてほしいと思っています。

以上です。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

それでは、この進め方についても、交渉についてね、相手があることだということで、それは本腰を入れてやってきたけども、相手との合意がまだ得られなかったという、それは結果でありましたということはわかりました。

しかし、議会との関係はどうかという、議会との関係ですね。議会では広域化を進めていると、で、なかなか話がいかにということで、そしたら長期包括でいくのか、それ以外の単年度契約でいくのか、いろいろさまざまな方法があったと思いますが、これはずっと議会でも長期包括ありきではないと、10年の長期包括ありきではないということでありましたが、結果的には5年か10年かの長期包括のどちらがいいかというふうな検討がされてきたということがありましたので、やはり長期包括の10年ということが有利だという結論が、クリーンセンターの整備委員会でも出たわけであります。

しかし、議会としてはその5年か10年かという、そういう長期包括を検討せえというふうなことは言ってなくて、やっぱり広域化を一日も早く、だから単年度契約でもいいから一日も早くというふうなことが議会のほうからも言われていたわけですが、それに対して議会とのずれが大きかったのではないかというふうに思いますが、町長さんはそういった議会の思いについてはどのようにお考えだったのでしょうか。

町長（和田吉衛町長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

和田町長。

町長（和田吉衛町長）

議会とずれていたということは、総務事業常任委員会で0対5で負けました。また、本会議で練り直しても2対8で負けました。議会とのずれがあったというんですが、議会の皆さんは否決であったと思っています。私たちの作文は正しかったと思っております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

正しいか間違っているかということではなく、議会と、議会の声を聞きながら、町民の声ですね、議員の後ろには町民がおりますので、議員の町民の声を聞きながら進めていくということが町長には求められていたと思うんですけれども、その点で十分であったかといえば、十分でなかったからこのような結果になったのではないかというふうに私は感じておりますが、その点をお聞きしているわけなんですけれども。

町長（和田吉衛町長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

和田町長。

町長（和田吉衛町長）

だから、この前も先日も言っていますように、私から言わなくても担当課から言っているように、議会の皆さんに納得してもらえそうな案をつくって出さないかなあと、こういうことです。納得してくれてないんやから。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

今後ですけれども、町長もこの10年間についての取り組みのことについて、またそれについては反省もされていらっしゃるということが最初の答弁でありましたけれども、また今回も、今後もちょうと住民の声、議会とも意見を聞きながら進めていかれるという姿勢はお持ちということによろしいでしょうか。

町長（和田吉衛町長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

和田町長。

町長（和田吉衛町長）

住民の声は十分聞いてますよ。議会が聞いてくれてないだけです。私はそう思っております。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

議会、住民の声というのをどこではかるかといえ、これはもう選挙で選ばれた議会と。

町長（和田吉衛町長）

後援会もありますや。

委員（是枝綾子議員）

町長さんの後援会が全部の住民ではないということは、おわかりだと思います。やはり選挙で選ばれた議員が代表で、そこで意見を述べているということに、そういった声をちゃんと聞きながら進めていく姿勢はお持ちですねということで確認をね、確認をしているだけなんですけど、その確認。

町長（和田吉衛町長）

確認だけか。

委員（是枝綾子議員）

確認ですよ。そういった、お持ちですかということで確認をさしていただいているだけです。

町長（和田吉衛町長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

和田町長。

町長（和田吉衛町長）

何を言うたらいいんでしょうか。質問の内容。住民の意見を聞きなさいと言うから、聞いているはずなんですけどね。

委員長（高迫千代司議員）

今の是枝委員の質問からすれば、町長さんは自分の身の回りにおる方、もしくは各種団体の方の意見を聞いている、これはよくわかりました。ただ、議会議員というのは住民か

ら選ばれた代表で、議会と行政の二元制といいますかね、住民の声を届けるという役割を持っていますから、そうした議会の意見を聞いて進めていただけるのかという質問であったと思うんです。ですから、それに対する回答を願いたいと思います。

町長（和田吉衛町長）

それは回答したはずですが。議会の納得いけるように進められないかと言うてなかったかな。言うたはずやと思うけどね。これからのプランは。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

わかりました。そのように進めていただきたいと思います。

5つ目についてですけれども、これは財政健全化の進め方についてお尋ねをいたします。

歳入のところで忠岡町の財政状況、5カ年の見通しを含めてどのようになっていくのかということをしていろいろ議論して質疑もしたわけですが、一応財政の見通しとしては、平成の35年度では実質収支額が、財政調整基金を含み9億6,900万円というふうに、見通しでは見込んでおられるということでもあります。これは今現在の2億4,300万円というところからしますと、7億円以上積むという形になるわけですね。ふえるということでもあります。

これは、でも財政健全化策、いまだにずっと続いております。それをずっと続けていくという前提になっているようでもあります。ですが、やはりこのような今の忠岡町民の暮らしの状態、また国政や府政というふうなことで、さまざまな医療や介護、いろいろな負担増、また年金のカット、そういった非正規の方がふえている、所得の低い方もふえているというそんな中で、やはりこれ以上の負担、暮らしが大変だというふうな悲鳴がやっぱり上がっていると思います。その中で、こういった台風の21号ということもございました。

ということで、やはり忠岡町としては、これから財政の健全化、全部解除するということは無理だと思います。解除したらこういうふうな財政の上向きになっていくということは難しいかと思いますが、やはり例えば子どもや高齢者、障がい者、そういった社会的に弱い立場の方々、暮らしに困っているの方々、またこれから子どもに対してというふうな、そういった本当に必要なところへ、子どもの貧困の対策であるとか、子どものことに対してとか、そういった必要なところへのやはり支出ということですね。だから財政健全化で締めるばかりでなく、必要なところにはやはり支出していくという、そういった姿勢が必要ではないかというふうに思うわけですが、今後のこの財政健全化をこの

まま、締めたままずっと続けていくおつもりなのか、それとも本当に住民の福祉の向上のために忠岡町があるわけですから、地方自治法にうたわれているように。そういった住民福祉の向上のために少しでも支出をしていくというお考えはないのか、その辺を公室長さんにまず、財政のことですのでお尋ねしたいと思います。

町長公室（柏原憲一公室長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原憲一公室長）

本町は、ご承知のとおりでございますが、非常に厳しい財政状況ということで、これまでも財政の健全化素案でありますとか集中改革プラン、また第二次健全化計画ということで、財政健全化に取り組んできたところでございます。この間、本当に地域の方、また住民の方には大変ご不便をおかけしたというところでございます。

しかしながら、こういった取り組みの期間の中にあっても、ご承知のとおり、本町の懸案であった三大事業等々についても一定整理することができ、また、必ずしも抑制を図るだけじゃなくて、子どもの医療費の対象年齢の拡大とか、また耐震化であったり空調整備、また中学校給食とか、そういったところについても一定必要と判断するものについては、非常に厳しい財政状況の中においても取り組んできたと、実施してきたというところでございます。

今後、議員のご質問の中にあるとおりでございますが、公債費の減等により財政状況が、少しずつではありますが、好転していく傾向にはありますが、引き続き経常収支比率が100を超える構造上の問題ですとか、また、本町の老朽化した施設の計画的な整備等々の課題もあります。また、先ほど来の質問にありますとおり、今回のような台風があれば、そういった災害にはまだまだ、災害を受けますとまだまだ本町のような脆弱な財政状況からは本当に大きな影響を受けるところでございますので、引き続き現在のみらい計画というものによりまして財政の健全化には取り組んでいくというところでございます。

ただ、来年4月には、長年、1年間のプールが再開できなかったというふうなことから、来年4月には一定、通年のプールの営業ということで、スポーツセンターも開始するめどが立ったというところでもありますので、これまでの健全化の取り組んできたときと同様に、全ては取り組むことはできませんが、必要な部分については見直しと、また拡充ということで、各部局とも協議をさせていただきまして、また必要な財源の確保に努めるなど、その時々々の課題については真摯に受けとめさせていただきまして、一つ一つ進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

三大事業がほぼ終わってくるというところでの、財政が少し公債費比率が下がるというところの部分が経常収支比率を改善させてきているということで、100を切る状況が出てくるというのは、おとといの歳入のところで財政課長さんもそのように答弁していたと思います。100をずっと超えるということではなく、この部分で、この見通し上でいけば100を切る状況であるので、100をずっと超えていくわけではないということは、ちょっとそれだけは申し上げておいて、100を切る状況も見えてきているというところで、やはりめりめりをつけて、必要なところには本当にちゃんと支出をしていく。子どもの貧困対策や、また子どもの医療費のさらなる拡充とか、また就学援助や、そういった子どもの部分に対してというふうなところに、また、おくらしている部分ですね。障がい者施策はちょっと忠岡はおくらしている部分があったりとか、やはり他市に比べて大変おくらしているところは引き上げていくことも、そういったところも見ながら、必要なところは各部局とちゃんと相談をしていただいて措置をしていただきたいと、制度の拡充をやっぱりしていただきたいというふうに思いますが、同じ質問、2回になりますけれども、お願いしたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

町長公室（柏原憲一公室長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

柏原公室長。

町長公室（柏原憲一公室長）

全てにおいて取り組みをできれば本当に我々もありがたいんですが、なかなかそういうわけにはいきませんので、そのあたりの優先順位等々につきましては各部局とも調整しながら、また先ほど答弁させてもらったとおり、やっぱり一定の財源等も必要になりますので、そういった確保についても一方で努力するという中で、一つ一つ取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

はい。是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

よろしくお願ひいたします。

委員長（高迫千代司議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

議長（前田長市議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

どうぞ、議長。

議長（前田長市議員）

今回の台風の件であります。特にやっぱり忠岡町は安全な安心なまちということで、日ごろから皆さんの努力でそういうまちであるわけですけれども、今回、この21号を通して、こんなに安心なまちにこんな大きな暴風の台風が来るとは、住民の皆さんも、また役場の皆さんも多分思ってなかったんじゃないかと思うわけですね。それで、やはりこれからは防災・減災が非常に大切になってくると思いますね。異常気象でありますので、毎日のニュースを見ても、どこかで地震が起き、どこかで豪雨が起き、そういう災害が日本列島、毎日どこかで起きているわけありますので、忠岡町もこれからそういう危機管理が非常に大切になってくるかと思えます。そのためにはやはり防災、減災をしっかりとやっていこうと思ったら、役場だけではできないと思うんです。

住民の皆さんは何をするにしても役場を頼るんですね。何でも役場はやってくれるやろう、役場に聞いたら全て情報が入るやろうと、そのように住民の皆さんは思っているみたいですね。そういう意味で、役場は非常に重要だということはわかるわけですけれども、やはり平時のときにこの防災、減災にしっかりと取り組むということは、自助というんですか、自助、共助、公助と、この3つが非常に大切と言われておりますよね。そのためにはやっぱり住民皆さんの一人一人の危機管理、また地域の皆さんと助け合う、そういう危機管理、役場は役場でやはり忠岡町の住民をしっかりと守る、そういう危機管理は今までにないぐらい意識して取り組んでいかなければならないと、このように思うんですが。

その中でも、役場の皆さんは一生懸命、今回の災害でも後の処理にしても、一生懸命取り組んでいただいているわけですけれども、私、個人的に感じたのは、地域の皆さんと、地域ですね、個人じゃなくして、地域と役場との連携がちょっと薄いように思うんですね。

だから、もっと地域の自治振興とか諸団体としっかりと連携を、何かあったときにはぱっと連携をとれるような、助け合いできるような、そういうような強化が今後特に必要ではないかなと思うんですね。

例えば、聞こえない、マイクがなかなか聞こえにくいと。そういう1つにおいても、自治振興のほうと連携をしっかりととりながら、住民の皆さんにしっかりと情報を提供できるような、何かシステムを取り組んでいただくとか、そういうことをしっかりとまた皆さんと、そしてまた住民一人一人の意識管理もしっかり今後できるように、役所が中心となって住民の皆さんにそういう危機管理を徹底すると。それはもう、なったときに、いざやれと言うてもできることと違いますので、やはり平時からしっかりとその取り組みをしていた

だきたいなど、私はこのように思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひますけど、町長、どんなものですかね。今後ね。

町長（和田吉衛町長）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

和田町長。

町長（和田吉衛町長）

ご薫陶というんか、いただきましてありがとうございます。今回の災害で、私ども褒められたことばかりやと思ひていましたが、きょういろいろ教えていただいたことをうれしく思ひています。

委員長（高迫千代司議員）

議長、よろしいですか。

議長（前田長市議員）

はい、結構です。

委員長（高迫千代司議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

（な し）

委員長（高迫千代司議員）

ないようですので、総括質疑を終結いたします。

委員長（高迫千代司議員）

それでは、各委員の意見集約を行いますので、理事者の方々は、後ほど連絡をさせていただきます。それまで待機を願ひたいと思ひます。

（理事者：退席）

委員長（高迫千代司議員）

ご苦労さまでございました。

お諮りをしたいと思ひます。各委員の意見集約に要する時間、どれぐらいお取りすればよろしいでしょうか。

（委員間で協議）

委員長（高迫千代司議員）

それでは、午後4時に再開をいたしますので、それまで暫時休憩いたします。時間厳守で、よろしくお願ひします。

（「午後2時57分」休憩）

委員長（高迫千代司議員）

それでは、委員会を再開いたします。

(「午後4時00分」再開)

委員長（高迫千代司議員）

これより各委員の意見を聴取いたします。意見ををお願いします。

委員（北村 孝委員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

北村委員。

委員（北村 孝委員）

平成29年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算、水道事業会計決算について公明党の意見を申し上げます。

一般会計では財政調整基金8,400万円を取り崩しての収支の調整で形式収支、実績収支は黒字となったとの説明があり、平成26年度以降、財政調整基金を取り崩してきたが、本年度で庁舎建設債の大部分が償還完了となることから、次年度以降は収支が改善する見込みとのことでありました。

中身については、個人住民税、法人税、固定資産税の増。施策では、ふるさと忠岡応援寄附金事業で大手ポータルサイトを利用し、大幅な増となった。これまでの施策については継続し、新規には主なもので小学校屋内運動場の非構造部材の耐震化、東忠岡小学校空調整備、学習環境の向上に取り組み、また救急需要が増加に伴い、高規格救急自動車の車両更新で救急体制の充実強化に努められた。

また徴収強化対策事業で滞納徴収率が上昇し、これを評価いたします。

本年9月4日に台風21号により関西圏、本町にいたっても多くの被害に遭い、我々もあらためて自然災害の脅威が教訓になったところである。これまでも防災、減災に取り組んできたところではあるが更なる強靱な体制づくりに期待することを付け加えて、本決算を認定いたします。

委員長（高迫千代司議員）

ありがとうございます。

それでは、三宅委員、お願いします。

委員（三宅良矢議員）

本決算委員会につきまして、無党派 三宅の意見を述べさせていただきます。

まずは、忠岡町の財政の壁の先が見えてくる最中におきまして、29年度におきまして、財政調整基金を取り崩しきることになりかけるほどまでになった緊縮財政を継続してきたことについては、今後の忠岡町施政方針に与えてくれる「未来の教訓」が多く含まれている決算であると考えています。元を辿ればなぜこのような長期にわたる緊縮財政を強いられることとなったのか、今を預かる者としては当時の庁舎建設だけでなく、税金の使

い方の価値観が現在とは如何にかけ離れたものであったかと疑念を抱かざるを得ないことも事実であります。

ただ、その状況を恨むということではなく、その状況に陥った事実を二度と未来にて繰り返すことがないように、現時点において決意と根拠に基づいた行動、及びその価値観を浸透させることが現在の忠岡町議会には求められていると考えております。

1点目の危機に備えた財政の平準化に対する各種「基金」をいかに計画的に積み立てることができるかということです。そのためには、まずはふるさと納税の効果をより広く取り入れられて、特に実績ゼロ円の起業版ふるさと納税を進めていく動きを忠岡町として他市町に先駆けて検討、行動ください。そのためには、企業と忠岡町との包括的な研究や実践提携を既成概念の枠にとらわれることなく進めていくことが重要であると考えております。

2点目に生命と財産を守ることになる公共事業投資についてでございます。

民主党に政権が移った際に大幅に公共事業投資が削減されました。自公連立政権に戻ってからも、それ以前に比べれば程遠い国家予算の中で、平成29年度決算の中におきましても水道の耐震化率が府下ワースト2であるなど、我々の地方自治体においても多分のしわ寄せがきていることが間違いのない事実であります。その中で数百年に一度と言われる災害が多発する中で従前どおりの維持修繕が中心のやり方では、万全と言えなくもなっています。「国土強靱化」とのスローガンが唱えてからやっと具体的に地方への財源配分が本格始動してきています。今一度、町内防災における不安定要因を再検討し、大阪府や周辺市とも歩調をあわせた「国土強靱化計画」を策定し、我々住民の安心安全に繋げていただく公共事業を一層進めていただくことを強く願います。

3点目は未来につなげる教育の投資についてでございます。

ご承知のとおり教育は家庭の所得やひとり親などの事情により大きく左右されます。

左右されることのしわ寄せは子どもの学力に顕著に影響し、望む就職をすることができず、一生涯の所得や起業や独立に対し、幅の広さに対しても大きな影響を与えます。既存の小中学校における教育の中で足りない部分も補足する動きに対して、限られた財源で取り組んでおられますが、人数や教科の対象などはどうしても今以上に広げることは難しいと言わざるを得ません。たとえば、自動車運転が人から機械に移りかわる時代において、AIなどの最先端技術を活用すれば、同じ財源を用いてより多くの児童生徒を対象に拡大して行うことは十分可能であると考えます。ですので小中学校の先生方が望む教育への技術投資をしっかりと反映していただくことは勿論のこと、先のような最先端技術を我が町が取り入れることで貧困や格差を解消することが経済格差を解消する大きな武器となります。まずは職員、教員の皆様が一人でもそのような技術に対して積極的に情報を収集され、忠岡町の教育に変化を取り入れる提言や行動を行ってほしいと考えます。

4点目は「地域を守る企業」についてでございます。

経済センサスにおきましても事業所数がマイナスとなっていることが事実としてあげられました。

現状、忠岡町が大阪市内や関空に勤める方々のベッドタウンという位置づけになってしまっていると考えられます。その中で事業所が減り遠方への勤め人がふえる現象の先には、地域社会の繋がりの一層の希薄化が待ち受けております。「経世済民」という言葉があります。一言でいうと「経済が良くなれば民衆も必然的に救われる」ということです。地元での商機をいかして活動しようとする起業家や、子どもや孫の代まで繋いでいこうという既存の事業所の方々を継続的に守り育てることで、地域コミュニティは一定の維持を図れます。そのような事業所や起業支援を忠岡町が全面的に後押し、忠岡町としても価値が守られることで地域の活性化は図ることができるはずです。平成29年度においては基金がほぼ底を尽く中でも一般財源を中心に臆することなく、今後、その行動をより一層強めていただくことを願っております。

5点目は「ボランティア意欲」についてでございます。

災害対策に関して住民にボランティア意欲が一定あることは昨日の災害において実証されたと思われまます。ただ、平素における継続した声かけやマッチング機能が上手に働いていけば、よりよくなる状況となってきたと思われまます。ですので、社協ボランティアコーディネーターを通じて、社会貢献活動をしやすい環境土壌の育成をしていただき、一人でも多くの方に忠岡へ愛着を持っていただけるように社協との協議をより深めていただけたらと思ひまます。

6点目は「開かれた議会」についてです。

平成29年度まで「議会だより」がない状況で住民にとって議員に対する判断材料は平素での個人的な繋がりや議員がそれぞれ所属する政党等の繋がりなどが中心となっていました。住民との距離を縮め、開かれた議会となるべく、来年の4月には町議会も改選となります。その翌月には新元号となり、今上天皇から新天皇に譲位される誠にめでたい時代の節目ともなります。その新時代の幕開けにふさわしい忠岡町議会の在り方を前田議長のリーダーシップによってこの半年で強く議論され、深まることを願っておりますし、忠岡町議会はできるものであると感じております。為せば成る、為さねば成らぬ何事も、成せぬは為さぬなりけり。

以上の点を踏まえまして来年3月の予算委員会にしっかりと繋げていただけるように厚く希望し、本決算を認定いたします。

委員長（高迫千代司議員）

ありがとうございます。

次に、和田副委員長、お願いします。

委員（和田善臣議員）

呈祥会の和田でございます。

平成29年度一般会計、各特別会計、水道事業会計決算の意見を述べます。

第2次安倍政権も早6年を迎えようとしています。中でも経済政策は発足時から一貫して力を傾注してきました。異次元の金融緩和、財政出動、成長戦略の3点を柱として実施してきました。昨今ではアベノミクスという呼称もすっかり忘れられてきたように感じます。日銀がデフレ脱却の目標としてき物価上昇率2%の達成も先延ばしが続き、未だ達成できていません。歴史を顧みても金融緩和でデフレ脱却を成し得た例はないという事実もあり、今後も達成は困難だと断定できる段階に入ったと考えています。強いてプラス面をあげると、金融緩和により円安などの要因で一部企業は大きな利益を生みましたが、それが設備投資や賃金に反映されたのは我が国全体で見ると僅かなもので逆に格差社会という厳しい現象が生まれました。

そのような状況下、本町も経常収支比率が16年連続して100%を超えており、また地方交付税の増額も期待できません。これからも緊縮財政を継続することが当然求められているところです。そのような中でも小中学校空調設備の完備を初め、学ぶ楽しさを育む推進事業、小学校読書活動推進事業、学力向上サポーターの配属、そしてまた英語体験セミナーやあすなろ未来塾の開設など、年月をかけ粛々と事業展開されてきたことは非常に嬉しく思っています。しかしながらこれから先、先月の台風21号や全国各地でのゲリラ豪雨など地球温暖化による災害も想定されます。加えてシビックセンター建設時の起債の主な部分を返済したとは言え、今後も公共施設の老朽化対策やシビックセンターのメンテナンスもあることから、財政硬直化が続くことが予想されます。

町長また職員皆様には大変ご苦勞をおかけしますが、今後も財政健全化と並行して対費用効果の高い政策、アイデアを出していただくことを強くお願いし、平成29年度一般会計、各特別会計、水道事業会計を認定いたします。

以上です。

委員長（高迫千代司議員）

ありがとうございます。

それでは是枝委員、お願いします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（高迫千代司議員）

是枝委員。

委員（是枝綾子議員）

2017年度の決算について、日本共産党の議員団の意見を申し上げます。

国の一般会計の総額は、97兆4,547億円で、5年連続で過去最大となりました。

安倍政権のもとで、大企業の経常利益は1.5倍近くにふえ、内部留保は過去最高の386兆円に達し、株主への配当金は1.8倍近くにふえています。一方、パートを含めた

全労働者の平均賃金は、安倍政権になってから、名目賃金が月額2,000円しかふえておらず、物価上昇を差し引いた実質賃金は月1万5,000円も減っております。年収にすると18万も減ったこととなります。

安倍首相は、大企業がもうけを上げれば、いずれは家計に回ってくると言い続けてきましたが、大企業が史上最高の利益を上げる一方で、働く人たちの実質賃金は4年連続でマイナス、非正規社員はふえましたが、正社員は3年で23万人減り、経済の6割を占める家計の消費はマイナスが続き、家計には回ってきませんでした。「異次元の金融緩和」により、円安と株高が急激に進み、富裕層や大企業には巨額の富が転がり込みましたが、肝心の实体经济にはつながらず、国民には円安による物価高だけが押しつけられ、これらを見ても、アベノミクスの破綻は明瞭です。国民の中に格差と貧困を拡大しただけではありませんか。そのような中でも、戦争する国づくりに向けて、軍事費を「聖域」として、2年連続で5兆円を超え、3年連続で史上最高を更新しました。大企業応援のため、大型公共事業予算が増加し、リニア新幹線に財政投融资の追加資金、大企業への減税は、2年連続の法人税の税率引き下げ、復興特別法人税の廃止とあわせ4兆円もの減税が引き続き行われ、研究開発減税など、大企業優遇税制が温存されています。このしわ寄せで、社会保障を初めとした国民生活向けの予算が圧迫されています。安倍内閣の「骨太方針」に基づき、社会保障予算の「自然増」を毎年5,000億円程度に抑えられ、2017年度では1,400億円もの削減が行われました。そのため、後期高齢者医療の低所得者への保険料軽減措置が縮小され、保険料の負担増や、高齢者の医療費と介護保険利用料の自己負担限度額の引き上げなどが行われました。また、年金や児童扶養手当、被爆者手当の0.1%引き下げ、70歳から74歳の医療費窓口負担の2割負担が73歳まで拡大され、消費税増税の増収分1.4兆円のうち、2.8兆円を社会保障の充実に充てるとしてきましたが、既存の社会保障予算の置きかえ、振りかえだけにすぎません。地方財政への影響は、地方税と地方譲与税が増額を見込んでいるため、地方交付税と実質的な地方交付税である臨時財政対策債の合計は1,133億円の減額となりました。地方交付税制度では、1兆円の「まち・ひと・しごと創生事業費」では、「成果」による算定が持ち込まれました。もう一つは、昨年度から導入された「トップランナー方式」で、交付税額の算定には標準的な経費水準をもとに算定すべきですが、少ない経費で事業を行っている自治体、トップランナーの経費水準で算定するというもので、これは地方交付税削減が狙いであります。自治体間の格差を是正し、全ての自治体が標準的なサービスが行えるようにする地方交付税制度に戻すべきであります。

このような状況下で生まれ、執行された2017決算をみてまいりますと、東小学校の教室にエアコン設置、両小学校体育館の非構造部材の耐震化工事、文化会館の防災・非構造部材の耐震化が図られ、就学援助では中学校の入学準備金の前倒し支給が行われました。健診時、子どもへのブックスタートも実施されました。社会福祉協議会と協力し、子

ども食堂も実施されています。また、あすなろ塾の中学生への拡充もされ、災害時の食糧の備蓄、中小企業の融資の利子補給、英語教育の推進、漁協の振興、子どもの安全のための青パトなども継続されました。しかし、保育職員不足のため、保育所の待機児童は、4月当初4人から8人になりました。待機児ゼロのために町の努力を求めます。

この年度でも工事の入札では98.16%の高い落札率のものがあり、高石市以南では本町だけが行っていない最低制限価格の事前公表を行い、直ちに改善され、談合防止の取り組みをされること求めます。委託料の見直しを行い、行政のムダはないかチェックも行われること。子育て支援策として、子どもの医療助成を高校卒業まで拡充されること。高い上下水道料金や国保料、介護保険料の引き下げをされること。

また、ことしの9月4日の台風21号の被災者の忠岡町独自の支援策を検討されること。5ヶ年の財政収支見通しでは、少しずつ好転していくとのことですので、切り詰められた住民サービスの改善を行い、住民福祉の向上という町の役割をしっかりと果たされることを強く求めます。

以上、多くのことを指摘して2017年度本町の決算を認めます。

委員長（高迫千代司議員）

ありがとうございました。以上で各委員の意見聴取を終わります。

委員長（高迫千代司議員）

理事者の入場を求めますので、しばらくの間、お待ちください。

（理事者：入場）

委員長（高迫千代司議員）

それでは、おそろいになりましたので、一括して採決を行います。

認定第1号、認定第2号を一括して採決いたします。

認定第1号 平成29年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、
認定第2号 平成29年度忠岡町水道事業会計決算認定についてを認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

委員長（高迫千代司議員）

委員会の採決の結果は、全会一致であります。よって当委員会は、認定することに決しました。

ただいま採決しました内容については、第4回定例会におきまして委員長報告を行います。

委員長（高迫千代司議員）

閉会に当たり、町長よりご挨拶をいただきます。

町長（和田吉衛町長）

はい。委員長。

委員長（高迫千代司議員）

和田町長。

町長（和田吉衛町長）

ただいまは、決算審査をいただき、そしてご承認をいただいたということで、嬉しく思っております。繰り返しますが今、台風21号の復興、復旧に大変お忙しいにもかかわらず、時間をとって慎重にご審議をいただきましたこと、誠にありがとうございます。審議中にいろいろと述べられていることの言葉を大切にしていきたいと今後の行政運営にいかしていきたいと努めることとお誓いしたいとこのように思っております。今後ともご指導賜りたいと思います。

なお、あす19日の5時20分からキノコの放映がありまして、本町のことを気にかけているマスコミもあるということです。それから21日は体育大会、27日は正木美術館で森田さんが夜に笛を吹くといった行事が秋にありますので、また何かといろいろご参加いただけたらありがたいとこのように思っています。体育大会は入場無料ですが、美術館のほうは700円ありますので、よろしく願いしときます。いろいろ長時間ありがとうございました。

委員長（高迫千代司議員）

ありがとうございました。

委員皆様方には、3日間にわたり慎重にご審査いただきましてありがとうございました。

本決算審査特別委員会の閉会に当たり、委員皆様方には審議に際しご協力を賜り感謝を申し上げます。また、理事者の皆様方におかれましては、本委員会で各委員より指摘のありましたことについて、今後の行財政運営及び平成31年度予算編成に当たり、真摯にお取り組みをいただきますことを申し上げ、本委員会を閉会いたします。各委員並びに理事者の皆さん大変お疲れさまでございました。ありがとうございます。

（「午後4時28分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成30年10月18日

決算審査特別委員長 高 迫 千代司

決算審査特別委員 是 枝 綾 子

決算審査特別委員 三 宅 良 矢